

カナダ税制の概要

2021 年度版

(2022 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

トロント事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）トロント事務所が現地会計事務所 Manning Elliott LLP（以下、マニングエリオット）に作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびマニングエリオットは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびマニングエリオットが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・トロント事務所
E-mail : TOR@jetro.go.jp



目次

1. カナダ税制の概要	1
2. カナダ出入国際の注意事項	3
(1) 居住地の決定（個人）	3
(2) みなし処分再取得ルール	4
(3) 所在地の決定（法人）	4
3. 事業形態	5
(1) 個人事業	5
(2) パートナーシップ	5
(3) 会社	7
(4) 外国法人のカナダ国内での事業経営（支店）	8
(5) 駐在員事務所（Representative Office: Rep Office）	9
(6) 合弁事業（Joint Venture: JV）	9
(7) 非居住者輸入プログラム（Non-Resident Importer Program: NRI）	9
4. 所得税	10
(1) 個人所得税申告書（T1）	10
(2) 報酬明細書（T4）ならびにその他の支払い明細書（T4A）	12
(3) 投資所得明細書（T5）	13
(4) 法人所得税申告書（T2）	13
(5) カナダ居住者支配の非上場会社（CCPC）	17
(6) 非居住者との非独立企業間取引に関する情報申告書（T106）	18
(7) 外国所得確認書（T1135）	19
(8) 信託納税申告（T3）	20
(9) 非居住者支払い明細書（NR4）	21
(10) CRAへの支払い方法	21
(11) 罰則と利子	22
5. 売上税（GST、HST、PST/QST）	23
(1) 税率	23
(2) 連邦税（GST、HST）	23
(3) BC州 PST	26
(4) ケベック州 QST	26
6. 雇用関連事項	27
(1) 課税所得	27
(2) 社用車の私的利用	27
(3) 従業員私有車の社用目的利用手当	28
(4) 宿泊施設	28
(5) 携帯電話とインターネット	29
(6) 育児サービス	29
(7) カウンセリング・サービス	29
(8) 身体障害者への諸手当	29
(9) 自社商品の従業員への割引き販売	29
(10) 教育費	30
(11) 贈答品や表彰	30
(12) グループ保険	30
(13) 無利子もしくは低金利ローン	31
(14) ロイヤルティープログラムのポイント	31
(15) 残業時の食事手当	31

(16) 引越し関連費用.....	31
(17) 駐車場.....	32
(18) イベントおよびパーティ	32
(19) カナダ年金制度 (Canada Pension Plan : CPP)	32
(20) 雇用保険 (Employment Insurance : EI)	33
(21) 労災保険	35
(22) 最低賃金	36
(23) 雇用の終了.....	36
7. 会計基準ならびに財務諸表監査.....	37
(1) カナダ会計基準.....	37
(2) 財務諸表監査、レビュー、調整.....	38
8. 資産と知的財産.....	40
(1) 税務上の減価償却	40
(2) 知的財産	42
(3) 資産や知的財産の売却.....	43
9. 国際商取引	45
(1) 日加租税条約	45
(2) 恒久的施設	45
(3) 配当、利子、ロイヤルティーの源泉徴収税	45
(4) 不動産売却益	45
(5) 従業員の報酬（給料、賃金など）	46
(6) 役員報酬	46
(7) 移転価格	46
(8) 移転価格に関する追加納税ならびに罰則金	47
(9) 税法第 102 条（通称 Reg 102）	48
(10) 非居住雇用主認定プログラム(Non-Resident Employer Certification: NREC).....	49
(11) 税法第 105 条（通称 Reg 105）	50
(12) 過少資本税制	50
10. インセンティブ	51
(1) 科学研究および実験開発プログラム (Scientific Research and Experimental Development: SR&ED) ..	51
(2) CCA 投資加速インセンティブ	52
(3) 助成金プログラム	52
(4) カナダ輸出開発公社(Export Development Canada: EDC)	52

カナダ税制の概要 2021 年度版

1. カナダ税制の概要

本報告書は、カナダにて事業を行うことを検討、計画している方を主眼に、主なカナダの税制に関して基本的な情報を提供することを目的として、編成している。しかし、個人所得税の概略など、事業者以外の方にも役に立つ税制一般も紹介する。

カナダ税法は州ごとに異なり、かつ頻繁に改正が行われるため、当報告書は、あくまでも税制概要を紹介することが目的である。実際の事業計画、経営にあたっての税務プランニングや税務申告が必要な場合は、現地の税務当局や公認会計士から最新の情報を入手し、専門家と相談の上、意思決定を行うことをお勧めする。

カナダ連邦は、下記の 10 の州ならびに 3 の準州で構成されている。本報告書では、州と準州を総括して「州」と記載する。

ブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC 州）
アルバータ州
サスカチュワン州
マニトバ州
オンタリオ州
ケベック州
ニューブランズウィック州
ノバスコシア州
プリンス・エドワード・アイランド州（以下、PEI 州）
ニューファンドランド・ラブラドル州（以下、NL 州）
ユーコン準州
ノースウェスト準州
ヌナブト準州

カナダには、連邦と州の二つの税制がある。カナダの法人所得に適用される税率は、州によって異なるが、連邦税率と州税率の合算で 27% 前後の州が多く（2021 年時点）、OECD 諸国において平均的な税率となっている。また、個人所得税は、日本同様累進課税制度を適用しており、法人税同様に最高税率は州によって異なるが、およそ 45~54% の間となる（2021 年時点）。これは OECD 諸国において比較的高い水準の税率である。ただし、諸々の細かいルールや税優遇措置などもあるため、単純に所得に税率を乗じることにより、およそその所得税が推測できるという単純なものではない。

カナダの連邦政府と州政府の収入の約 67% は法人および個人等に課される税収によるもので、残りの税収は関税、手数料、投資によるものである。

カナダには、以下のようなさまざまな種類の税金がある。

- 連邦税：
 - ・ 連邦所得税
 - ・ 連邦物品サービス税 (Goods and Services Tax: GST)
 - ・ 統合売上税 (Harmonized Sales Tax: HST)
- 州税もしくは地方自治体税：
 - ・ 州所得税
 - ・ 州売上税 (Provincial Sales Tax/Quebec Sales Tax: PST/QST)
 - ・ 固定資産税
 - ・ 固定資産譲渡税
 - ・ 空室税
 - ・ 檢認手数料

連邦税（所得税、GST、HST）に関する申告の審査・税金回収等の運営管理は、[カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency、以下 CRA）](#) の管轄である。アルバータ州、ケベック州以外の 11 の州に関しては、州政府との契約により、CRA が州に代わり州所得税の徵収ならびに徵収金額の州政府への支払いも行っている。

カナダ各州の中でも、フランス語を州公用語としているケベック州は課税所得の計算方法などにおいて、他州と大きく異なる点がある。よってケベック進出の計画がある場合には、注意が必要である。

売上税に関しては、CRA が管轄する GST ならびに HST、そして、BC 州、マニトバ州、サスカチュワン州が管轄する PST、ケベック州が管轄する QST が存在する。もともと、売上税には GST ならびに PST(QST)のみであったが、1990 年代より連邦物品サービス税と州の売上税を統合して効率化を図ろうという機運が高まった。これにより現在、5 の州（オンタリオ州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、PEI 州、NL 州）が連邦政府と契約を結び、CRA 管轄の HST 適用州となっている。よって、HST 適用州には、GST ならびに PST (QST) は存在しない。なお、CRA は HST を納税者から徵収後、その一部を州政府に支払っている。

BC 州、ケベック州、サスカチュワン州、マニトバ州の 4 州は連邦政府との契約締結を否決したため、引き続き GST ならびに PST(QST)の両方が存在する。アルバータ州、ユーコン準州、ノースウェスト準州、ヌナブト準州の 4 州には、GST のみが存在する。

固定資産税、固定資産譲渡税、空室税、検認手数料は、州もしくは市などの地方自治体が管轄している税金である。本報告書は上述の税金のうち、日本からの事業者や個人の方に関連する可能性が高い税金に関し、概要をまとめた。なお、本報告書では、カナダドルを C ドルと表記するものとする。

2. カナダ出入国の際の注意事項

この章では、駐在員や永住権取得者がカナダに移住した際、ならびにカナダから他の国に移住した際に考慮する必要のある主要な税務を解説する。

(1) 居住地の決定（個人）

カナダでは、個人に課される所得税の規則は、その個人の居住地（カナダ在住者か否か）によって変わってくる。個人がカナダ居住者の場合、その個人の全世界所得が所得税の対象となる。一方、非居住者の場合、基本的に次の所得のみカナダの所得税の対象となる。

- カナダ国内での雇用収入
- カナダ国内での事業所得
- カナダ国内の課税対象資産からの売却益

カナダ国内の課税対象資産には、カナダ国内の不動産、カナダ国内事業で使われている動産などが含まれる。

上述の理由より、税法に基づいて個人の居住地を決定することが重要である。居住地を決定するにあたり、主に次の状況を鑑みる必要がある。特に最初の二つの項目が重要な判断材料となる。基本的に、ビザの種類や移民ステータスは判断材料とは考えられていない。

- 自宅の所在地
- 配偶者や扶養家族の在住地
- 個人所有の動産の所在地
- カナダ国内の社会的つながり
(例：ソーシャルクラブ・宗教団体のメンバーなど)
- カナダ国内の経済的つながり (例：銀行口座の開設場所など)
- その他 (例：運転免許証の発行国、健康保険加入国など)

多くの場合、日本からの駐在員や永住権取得者は、カナダに到着した日からカナダ居住者とみなされる。例えば駐在員として7月1日に日本からカナダへ入国し、それ以前はカナダ非居住者でカナダにおける所得税算出対象となる所得がないという場合、その駐在員はその年、7月1日以降の全世界所得を確定申告することになる。

これとは逆に、カナダ駐在員が日本へ帰国し、帰国後はカナダにおける所得税算出の対象となる所得がない場合は、年初から帰国日までの全世界所得をカナダの確定申告で申告することになる。

なお、上述の居住地決定のどの状況にも該当しない場合でも、カナダ国内に年間183日以上滞在した場合には、カナダ居住者とみなされる場合がある。

(2) みなし処分再取得ルール

カナダの税務上、個人がカナダ居住者となる前に保有していたカナダ国外の資産（例：法人株式、不動産、宝石など）は、カナダ居住者となった日いったん処分をし、同時に市場価格で再取得したとみなされる。カナダ税務上、この市場価格が資産の取得原価とみなされる（みなし取得原価）。資産取得時に個人が実際に支払った原価は、カナダ税務において原価とはみなされない。したがって、カナダに移住する個人は、カナダ居住者になった日の資産の市場価格を把握しておく必要がある。そして、カナダ移住後に資産売却した場合、実際の売却額とみなし取得原価の差が売却益もしくは売却損となり、売却益の場合は、所得税が発生する。

カナダを出国してカナダ非居住者になる際にも（例：駐在員が日本へ本帰国）、同様のみなしルールが適用される。すなわち、個人所有の資産は、カナダ非居住者になった時点の市場価格で売却されたとみなされ、売却益が発生している場合には、実際に売却はしていないても、所得税が発生する。

カナダ居住期間が 60 カ月未満の場合、カナダ居住者となった当初から所有していた資産に対しみなし処分ルールを適用しないという例外規定が設けられている。すなわち、みなし売却益が発生しないため、課税されることもない。この例外規定は、カナダ居住者となった後に購入した資産には適用されない。

(3) 所在地の決定（法人）

法人の場合の所在地の決定に関しては、[第4章所得税\(4\)法人所得税申告書\(T2\)](#) を参照のこと（13 頁）。

カナダ国外で設立された法人は、その中央管理と統制がカナダに移動した時に、カナダ所在の法人となったとみなされる。この決定の際にも第4章で紹介している所在地決定要因が参照される。また、[カナダ連邦政府](#)もしくは州政府に所定の手続きをとることにより、カナダ所在の法人となることが可能である。

法人の所在がカナダ国内となった場合、もしくはカナダ国外となった場合にも、個人と同じく、上述のみなし処分再取得ルールが適用される。

3. 事業形態

この章では、カナダで事業を行う際に利用しうるさまざまな事業形態と、それぞれの事業形態における税務上の主要な違い、メリットやデメリットを紹介する。

(1) 個人事業

個人事業 (Sole proprietorship) とは、個人が後述するパートナーシップや会社は設立せずに、直接事業を営むことである。事業所得は個人の所得として個人所得税申告書 (T1: General Income Tax and Benefit Return) で申告することになる。

一般的に、個人事業のメリット、デメリットは次のとおりである。

メリット：

- 事業開始や継続手続きが他の事業形態より容易かつ安価である。
- 個人事業から損失が発生した場合は、その損失をその個人の他の所得と相殺することにより所得税負担軽減を図ることができる。
- 個人一人で事業のすべての意思決定ができる。

デメリット：

- 個人と事業が別法人格でないため、個人が事業の無限責任を負う。
- 会社と比べて、税務対策の機会が限定的である。
- 個人イコール事業であるため、もし個人に不慮の事故等発生した場合、事業に大きな影響を及ぼすと考えられる。

(2) パートナーシップ

パートナーシップ (Partnership) は、個人事業と似ているが、事業主（パートナー）として二人以上の個人が関与する事業形態である。なお個人のみでなく法人も事業主（パートナー）となることが可能である。

また、個人事業と同様、事業所得はパートナーの T1（パートナーが法人の場合 T2: Corporation Income Tax Return）で申告する。（パートナーシップは課税の対象となる事業体ではないため、直接所得税は支払わない。）通常、パートナーシップ契約がパートナー間で締結され、その契約書にて事業所得の分配率や分配方法、パートナーシップ解散の際の資産分配方法、パートナー間で意見の不一致があった際の解決方法などが規定される。もしパートナーシップ契約で規定していない状況が発生した場合には、パートナーシップの所在する州法に基づいて対応が施される。

一般的に、パートナーシップのメリット、デメリットは次のとおりである。

メリット：

- 個人事業同様、事業開始や継続手続きが比較的容易かつ安価である。
- パートナーシップから損失が発生した場合は、その損失をそれぞれのパートナ

一個人の他の所得と相殺することにより所得税負担軽減を図れる。

デメリット：

- パートナー各々は連帶責任を負っており、連帶で事業の無限責任を負っている（例外として、次節のとおりリミテッドパートナーシップならびに LLP が存在する）。
- 会社と比べて、税務対策の機会が限定的である。
- 意思決定はパートナー契約に基づき、パートナー達の合意が必要である。

パートナーシップには、通常のパートナーシップ（ジェネラルパートナーシップとも呼ばれている）の他に以下の 2 種類の形態が存在する。

(ア) リミテッドパートナーシップ (Limited Partnership)

ジェネラルパートナーとリミテッドパートナーという 2 種類のパートナーが関与するもの。ジェネラルパートナーはパートナーシップの事業経営に参加し無限責任を負う。一方、リミテッドパートナーは、その責任はパートナーシップへの拠出額までの有限責任であるが、事業経営に参加することはできない。リミテッドパートナーシップは、ジェネラルパートナーが事業への出資者（リミテッドパートナー）を募りたい場合によく利用される事業形態である。

(イ) 有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership: 以下、LLP)

パートナー全員が事業経営に参加できるが、基本的に無限責任を負うのは過失を起こしたパートナーのみに限定されている。過失を起こした当事者でなければ有限責任となる。一般的に、LLP は、弁護士や会計士といった特定の職種でのみ利用できる事業形態である。

パートナーシップは直接所得税を支払わないが、T5013 と呼ばれる税務情報申告書 (Statement of Partnership Income) を準備し、カナダ歳入庁（以下、CRA）ならびに各パートナーに提出する。T5013 の提出期限はパートナーによって異なる。

- 全パートナーが個人の場合：3 月 31 日
- 全パートナーが法人の場合：パートナーシップの会計年度末から 5 カ月後
- 法人と個人の両方がパートナーとして存在する場合：
パートナーシップの会計年度末から 5 カ月後、もしくは 3 月 31 日のどちらか早い方

各パートナーは T5013 の情報を基に T1（個人）や T2（法人）を作成する。

(3) 会社

カナダでは、定款を作成し、連邦政府もしくは州政府に登録することにより会社(Corporation)を設立することができる。一般的に、連邦登録会社は「同じ会社名」にてカナダ全土で事業を行うことが保証されるというメリットがあるが、州政府登録会社よりも会社継続のための提出書類が多いため、会社維持費がよりかかると言われている。

また連邦法もしくはマニトバ州、サスカチュワン州、およびNL州法人では、会社の取締役の少なくとも4分の1はカナダ居住者でなければならないとしている。もし日本の会社がカナダに子会社設立を計画した際に、取締役に相応しいカナダ居住者がいない場合、このカナダ居住者要件が、連邦法での会社設立の障壁となる可能性がある。一方、BC州、アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州などの州法ではこのカナダ居住者要件はない。

通常、連邦・州法の差に関係なく、会社設立時には事業番号を連邦政府より取得し、さらに法人税、連邦物品サービス税および統合売上税（GST/HST）、従業員給与に関する源泉徴収税等それぞれの税金を支払うための口座をCRAに開設する。それぞれの税金の口座を開設後、会社は必要に応じて予定納税を始め、その後確定申告を行うことにより、追加納税額を決定するか還付を申請することとなる。

法人税、GST/HST、ならびに従業員給与の源泉徴収に関しては、本報告書の第4章、第5章ならびに第6章を参照のこと。

一般的に、会社のメリット、デメリットは次のとおりである。

メリット：

- 会社は株主とは別法人格であり、例えば会社が事業損失で借金を被ったり、損害賠償問題で訴えられたりしたとしても、その害が株主まで及ぶことはない。ただし、実績の浅い小さな会社が銀行から借入を行う際には株主の個人保証を求められるなど、別法人格の保護が機能しない状況もよく見受けられる。
- 会社の法人税率は、個人に適用される所得税率と比べて低い。特にカナダ居住者支配の非上場会社 (Canadian-controlled private corporation: CCPC)の場合、一定の課税所得額までさらに低い税率が適用される。詳細は第4章(5) カナダ居住者支配の非上場企業（以下、CCPC）参照のこと。また後段の「統合概念」も参照のこと。
- 会社が適格小規模事業会社 (Qualified Small Business Corporation: 以下、QSBC)の場合、QSBCの株式売却による売却益に税優遇措置が存在する。QSBC株式の売却益は892,218 Cドルまで非課税である（2021年時点）。ただしQSBCとなるための条件の一つがCCPCのため、日本の会社の子会社はこの税優遇措置は利用できない。

デメリット：

- 会社の設立や維持には、個人事業やパートナーシップより手間がかかり、コストも嵩む。
- 会社設立時に、株式の種類の設定（普通株式、優先株式など）や会社の議

決権、支配に関する条項など、将来の事業計画や拡大を想定し、注意を払って決定する必要がある。

カナダ所得税法は「統合概念」を基に策定されている。統合概念とは、「事業活動により利益を得た場合、それが個人事業として営まれた場合でも、会社としての事業活動の場合でも、事業形態の違いにかかわらず最終的な総納税額は同じであるべきだ」という概念である。統合概念に基づき、カナダの会社からの配当には、個人の事業所得に適用される税率より低い税率が設定されている。

この配当に適用される税率は、次の二つのシナリオで支払う税金の総額ができる限り同じになるように決められている。

- シナリオ 1： 個人事業を営み発生した事業所得に生じる個人所得税額。
(すべての税金を個人が支払う場合。)
- シナリオ 2： シナリオ 1 の事業を会社で行う。よって事業から生じた所得にまず法人税が掛かる。その後、税引き後利益がすべて配当として株主（個人）に支払われた場合、その配当に税金が発生する。この法人税と配当税の合計額。

実際には、税務ルールは複雑なため、上述の二つのシナリオで総納税額が全く同じになることは稀である。ただし、仮に二つのシナリオで総納税額が同じであったとしても、一般的にシナリオ 2 の方が個人にメリットがあると考えられる。シナリオ 2 の場合、配当支払いのタイミングは株主が決定できるため、もし直ぐに現金が必要でなければ、配当決議を遅らせ、その分配時に掛かる納税も遅らせることが可能となるからである。合法的に税金の支払い遅延を行う計画が立てられることになる。

(4) 外国法人のカナダ国内での事業経営（支店）

外国法人が、カナダ国内の「恒久的施設」を通じて「事業を営む」場合、法人税を支払う義務が生じる。恒久的施設とは、事業経営が行われている場所という意味であるが、一般的に次のような場所が恒久的施設として定められている〔[第9章 \(2\) 恒久的施設](#)を参照のこと〕。

- 管理経営が行われている場所
- 事務所
- 工場
- 鉱山など天然資源の採掘場所
- 工事期間が 12 ヶ月を超える工事現場
- 会社の権限を持っている個人が日ごろ契約締結を行っている場所など

一般的に次のものは恒久的施設には相当しない。

- 在庫の保管、配達、陳列または他の事業体による処理のための場所
- 材料購入もしくは情報収集の目的のみで利用している場所〔次節 [\(5\) 駐在員事務所](#)を参照のこと〕
- 準備的もしくは補助的性質の活動のみを行う場所など

カナダ所得税法上、「事業を営む」という言葉には幅広い定義付けがされており、場合によっては事業を営んでいるか否か状況判断を求められる。事業活動には、主に次の活動が含まれる。

- 生産、栽培、採掘、作成、製造、改良、梱包、保存、建設
- 受注活動、販売活動
- 天然資源や不動産の処分など

支店で発生した所得には、カナダ法人と同じルールで課税されると共に、支店税も課税される。詳細については[第4章（4）法人所得税申告書（T2）](#)を参照のこと。

なお日加租税条約により、カナダで事業は営んでいるが恒久的施設が存在しない日本法人の場合は、カナダでの所得税が免除となる。ただしその場合でもT2の提出は必要である。それは、T2提出が租税条約適用の申請書として機能するためである。

なお、日加税条約以外が適用されるケース（日系米国法人等）については、本報告書での説明を割愛するので、専門家に個別に相談されることをお勧めする。

(5) 駐在員事務所 (Representative Office: Rep Office)

カナダで事業経営は行っていない場合は（前節(4)外国法人のカナダ国内での事業経営を参照のこと）、駐在員事務所と呼ばれる。営業所やリエゾンオフィスという俗称で呼ばれることもある。駐在員事務所は、事業経営を行っていない限り、T2提出や法人所得税の支払義務はない。ただし駐在員事務所に従業員がいる場合は、従業員の給与から源泉徴収を行い、CRAに納税する必要がある。

(6) 合弁事業 (Joint Venture: JV)

合弁事業は、2社以上の会社が共通の商業活動のために資本、物品、サービスを拠出しあう事業のことである。一般的には一時的な事業に用いられる事業形態である。所得税は合弁事業が直接払うわけではなく、合弁事業に参加している会社がそれぞれの税務申告で合弁会社の数字を取り込み、納税する。

(7) 非居住者輸入プログラム (Non-Resident Importer Program: NRI)

カナダ国境サービス庁は、外国(主に米国)からカナダへの輸入促進を図る目的で非居住者輸入プログラム (NRI) を推進している。このプログラムを利用することで、輸入にかかるコストや手間を減らすことができる。通常、通関業者がプログラム利用の支援サービスを提供している。

なおカナダへの輸入品は連邦物品サービス税または統合売上税 (GST/HST) が課される。さらにカナダでの売上が3万Cドル超の場合、輸入者はCRAに登録する必要があり、輸入金額の多寡によりCRAに保証金を支払うように要求される可能性がある。詳細は下の米国商務省国際貿易局ウェブサイトを参照のこと。

- カナダ非居住輸入者プログラム (Canada Non-Resident Importer Program)
www.trade.gov/canada-non-resident-importer-program

4. 所得税

カナダの所得税に関する、個人、法人等で最も利用される一般的な申告書や明細書には、下記のものがある。

- (1) 個人所得税申告書 (T1)
- (2) 報酬明細書 (T4) ならびにその他の支払明細書 (T4A)
- (3) 投資所得明細書 (T5)
- (4) 法人所得税申告書 (T2)
- (5) 非居住者との非独立企業間取引に関する情報申告書 (T106)
- (6) 外国所得確認書 (T1135)
- (7) 信託所得税申告書 (T3)
- (8) 非居住者支払明細書 (NR4)

本章では、この申告書、明細書ごとに所得税の概要を紹介する。また、その他、カナダ歳入庁 (CRA) への税金の支払い方法などの一部実務情報も紹介する。

(1) 個人所得税申告書 (以下、T1)

基本的に、カナダ在住のすべての納税義務のある個人（カナダで働く日本人駐在員など）は、年一回 CRA へ [T1](#) を提出する必要がある。また納税義務のない個人であっても（例えば、租税条約に基づいて納税義務がない場合）税金還付やカナダ児童手当の申請といったカナダの税制の恩恵を享けるためには、T1 を提出する必要がある。

T1 では、下記の構成にてその年の最終的な税額が算出される。

- 総所得の算出（雇用収入など）
- 所得控除（[登録型退職金貯蓄プラン / Registered Retirement Savings Plan : RRSP](#) など）を特定し、課税所得の算出
- 税額の算定。この過程では、税率を乗じると共に、税額控除による税額調整も行う

カナダ居住者は、カナダ国内外を問わず、雇用収入、事業収入、利子、配当、キャピタルゲイン等、すべての所得を T1 で申告する必要がある。その全世界所得の総額をベースに、課税金額が算定される仕組みになっている。また、カナダ国内の雇用収入は源泉徴収税の対象となっている。つまり、雇用収入であれば、雇用主が源泉徴収を行い、毎月 CRA に支払いをする義務がある。一方で、カナダ居住者に支払われる利息収入、配当、キャピタルゲイン等、源泉徴収税の対象とならない所得も存在する。それら所得に課せられる所得税額は、T1 を準備することで確定し、T1 提出と同時にその金額を CRA に納付する必要が発生する。

雇用主は、毎年 2 月末日までに各従業員に対して、前年度の給与や福利厚生の明細、ならびに源泉徴収額などを記載した T4 を発行する必要がある。この T4 に記載された情報に基づき、個人は、T1 にて雇用収入ならびに源泉徴収額を報告する。上述のとおり、T1 にて全世界所得の総額をベースに最終的な所得税額が算定されるため、この所得税と雇用主が源泉徴収した金額が T1 上で比較される。所得税額が源泉徴収額を上回る場合、納税者個人は T1 提出と同時に追加納税しなくてはならない。逆に、所得税額が源泉徴収額を下回る場合は、税金の還付を受けられる。

投資収入（利息収入、配当など）は、上述のとおり源泉徴収の対象となっていない。ただし、投資収入に基づいて支払われた所得税が年間 3,000C ドルを超えた場合、CRA はその翌年から予定納税を求める通知を発行する。予定納税額は過去に支払われた税金に基づき、3 月 15 日、6 月 15 日、9 月 15 日、12 月 15 日に四半期ごとの分割払いが求められる。なお、ケベック州は、連邦（CRA）とは別に、州所得税の支払金額が年間 1,800C ドルを超えた場合、予定納税の支払いが課される。

上述のとおり、カナダに居住する駐在員は、日本などのカナダ国外で得たすべての収入を T1 で報告しなければいけない。もしカナダ国外で得た収入がその国で源泉徴収の対象となっている場合は二重課税低減を目的とし、T1 上で一定額まで外国税額控除として請求することができる。外国税控除を申請する場合、その国で発行された納付証明書が証憑として必要である。

カナダの被雇用者が利用できる所得控除、税額控除は比較的限られている。被雇用者が利用しうる主な控除項目は、以下のとおりとなる。

- 所得控除
 - [RRSP](#) への拠出
 - 投資（株券、債券の購入など）に関連して発生した費用
 - 雇用条件として、個人負担が強いられる雇用関連費用
- 税額控除
 - 個人基礎控除額
 - 扶養家族の基礎控除額
 - 医療費控除
 - 寄付金控除
 - 外国税控除

T1 は、確定申告として CRA に提出する以外にも、例えば所得証明として銀行ローンの申請時、永住権の申請時などにおいて提出を要求される場合がある。

個人の確定申告は、暦年ベースで準備をする。毎年、T1 の提出期限、そして追加所得税の支払いが必要な場合（T1 により最終確定された税額が、年内に源泉徴収された金額や予定納税を行った金額を上回る場合）、その支払い期限は翌年の 4 月 30 日となっている。

もし個人もしくは個人の配偶者が、事業を営んでいる場合、T1 の提出期限は、6 月 15 日まで延長される。ただし、納税期限は 4 月 30 日のままのため、CRA からの

滞納金や利子支払い請求を回避するためには、十分な予定納税を4月30日までに行っておく必要がある。

カナダは、日本と同様に累進課税制度に基づいて税率が定められており、所得が増加するにつれて税率も増加する。以下のカナダ政府のウェブサイトより、連邦税ならびに各州の税率が参照できる。

- カナダの個人向け所得税・現行および過年度の税率（Canadian income tax rates for individuals – current and previous years）
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/frequently-asked-questions-individuals/canadian-income-tax-rates-individuals-current-previous-years.html>

なお、州ごとの連邦税と州税の合算最高税率（2021年）は、以下のとおりとなっている。最高税率は、カッコ内の課税所得額を超えた部分に適用される。

州	合算最高税率（最高率適用課税所得額）
BC州	53.50% (22万2,420Cドル超)
アルバータ州	48.00% (31万4,928Cドル超)
サスカチュワン州	47.50% (21万6,511Cドル超)
マニトバ州	50.40% (21万6,511Cドル超)
オンタリオ州	46.16% (22万Cドル超)
ケベック州	58.75% (21万6,511Cドル超)
ニューブランズウィック州	53.30% (21万6,511Cドル超)
ノバスコシア州	54.00% (21万6,511Cドル超)
PEI州	49.70% (21万6,511Cドル超)
NL州	51.30% (21万6,511Cドル超)
ユーコン準州	48.00% (50万Cドル超)
ノースウェスト準州	47.05% (21万6,511Cドル超)
ヌナブト準州	44.50% (21万6,511Cドル超)

(2) 報酬明細書（以下、T4）ならびにその他の支払明細書（以下、T4A）

雇用主、もしくはコミッショナ等を自営業者に支払った者は [T4](#) や [T4A](#) を準備し、CRA および支払先へ明細の報告を行う必要がある。T4 は、雇用主がその従業員に発行するもので、課税対象となる諸手当も含めた給与、源泉徴収された所得税、カナダ年金プランへの納付額、雇用保険料額などが記載される。従業員は、T4 に記載された情報を T1 に転記し、確定申告を行う。

日本からの駐在員が享受する手当のうち、一般的に課税所得対象となる手当の一例は以下のとおりである。

- 住宅手当
- 旅行手当
- 教育手当
- 社用車の個人使用
- 日本の住宅の住民税の会社負担など

T4A には、T4 には含まれない従業員への支払いや、その他、自営業者への支払いなどが記載される。一般的に、T4A でよく報告される項目には、次のようなものがある。

- 年金の支払い
- 年金プランからの引き出しなどの一括払い
- 自営業者へのコミッショナ
- 登録制年金プランへの保険料払いなど

T4 ならびに T4A は翌年の 2 月 28 日までに準備し、CRA ならびに支払いを受け取った人へ提出する必要がある。

(3) 投資所得明細書（以下、T5）

会社または金融機関などがカナダ居住者に対して次の項目のような支払いを行った場合、T5 を準備して、CRA と支払いを受け取った人に報告する必要がある。

- 配当
- 金利
- 印税

T5 は T4 や T4A と同様、翌年の 2 月末までに発行されなければならない。

(4) 法人所得税申告書（以下、T2）

カナダに所在する会社は、毎年 T2 を作成して、法人税申告を行わなければいけない。その対象となるのは、(a) カナダで 1965 年 4 月 26 日より後に設立された会社、もしくは (b) コモンローを参照にして、カナダに「所在」しているとみなされた会社である。

コモンローでは「その会社の事業継続がどこでなされているか」を検証し、所在国を決定することになる。その際に、参照される関連項目には、以下のようなものが含まれる。

- 会社の経営と統制の所在地
- 取締役会の開催場所
- 取締役の居住地
- 主要事業の経営場所
- 会社の帳簿その他の書類の保管場所

- 銀行口座の開設場所 など

また、二つ以上の国に「所在」の可能性のある会社は、それらの国の租税条約を参照にする必要がある。租税条約に「所在」の定義がある場合は、カナダ所得税法ではなく、租税条約に基づいて所在国が決定される。

ただし、以下の状況では、T2 税務申告を行う必要がある。

- カナダ国内で事業を行った。
- カナダで課税対象となるキャピタルゲインが発生した。
- カナダ課税対象財産 (Taxable Canadian Property) を処分した。

この場合、仮に租税条約に基づいてカナダにて所得税を支払う必要がなくても、T2 税務申告はしなければいけない。

また、カナダに所在していない会社も、以下のような状況に該当する場合は、T2 税務申告が必要である。

- カナダで賃貸収入等があり、家賃収入等を受けている非居住者による所得税申告に関する報告書 (Undertaking to File an Income Tax Return by a Non-Resident Receiving Rent from Real or Immovable Property or Receiving a Timber Royalty : NR6) を CRA に提出している場合。
- 源泉徴収などで既にカナダで納税済みで、その還付申請を行う場合。
- 租税条約によりカナダで非課税であることが保証されている場合。

カナダには連結納税制度が存在しないため、複数の関連会社がある場合はそれぞれの会社ごとに T2 法人申告を行う必要がある。法人は暦年以外の会計年度（例：3 月 31 日年度末）を選択することができ、T2 法人税申告の期限は会社の会計年度末から 6 カ月以内となっている。ただし、予定納税は、会計年度末から 2 カ月以内に行う必要があり、その期限までに十分な納税を行っていない場合、CRA から不足部分の金利を請求される。また、期中においても、毎月十分な予定納税を行っていない場合、金利請求の対象となる。

T2 所得申告書は、連邦所得税と州所得税を組み合わせたものとなっている。ただし、アルバータ州とケベック州のみ、T2 とは別の州法人税申告書の準備が必要である。

カナダで支店を通じて事業を行っている外国法人も、T2 提出が必要である。その場合、まずは支店で発生した課税所得がカナダ法人と同じルールで課税される。さらに、税引後利益を外国法人のカナダ支店への投資金額にて調整し、その調整金額に 25% の支店税の支払いが求められる。ただし、この支店税はカナダと他の国との租税条約により、税率がさらに調整される可能性がある。日加租税条約では、一般的に 5% まで税率が下げられる。

通常、法人所得税は分割払い年度中に支払う必要がある（予定納税）。例外として、新設の会社は初年度中に予定納税を行う必要がない。ただし、2 年目の 2 カ月目末日までに初年度の税金総額を支払う必要がある。もしこの期日を守らない場合、罰則金の対象となる。

T2 では、下記の構成で、その年の最終的な税額が算出される。

- 会社の貸借対照表ならびに損益計算書の情報を、T2 の一部、[財務情報フォーム \(General Index of Financial Information: GIFI\)](#) に入力する。
- GIFI に入力された会計上の税引前利益に、税務上の修正項目を加味し、税務上の利益を算出する。
- 税務上の利益に、さらに特定の修正を加え、課税所得を算出する。
- 課税所得に、税率を乗じると共に、特定の税額控除等の修正を加え、税額を決定する。

上述の修正項目の中で、最も一般的な項目例は以下のとおりである。

- CRA から請求された罰則金、金利：会計上、費用として計上される CRA からの罰則金、金利は、税務上、損金算入が認められていない。
- 固定資産の減価償却にかかる修正：税務上、減価償却に関するルールは厳密に規定されており、会計上、記録された減価償却の金額を修正しなければいけない場合がある。
- 固定資産の売却損益：減価償却と同じく、税務上の取り扱いが、会計上の取り扱いと異なる。
- 交際接待費：税務上、損金算入は実際の費用の 50% までしかできない。
- ゴルフクラブ、ヨットクラブ等のレクリエーション施設の会員権：税務上、100% 損金不算入となっている。
- パートナーシップ、合弁事業、持分法適用投資先からの収益：税務上の取り扱いが、会計と異なる。
- 繰越欠損金に関する修正
- 寄付金に関する修正
- 配当収入もしくは配当の支払い：配当収入ならびに配当の支払いに関しては、二重課税回避の目的で、特別ルールが設定されている。
- 会計上のキャピタルリース：税務上、キャピタルリースは修正が必要。
- 引当金・偶発債務：税務上、厳密なルールが設定されており、修正が必要。

また、T2 を CRA へ提出する際、法人はそれぞれの状況に応じ、T2 に諸々の追加スケジュールを含める必要がある。下記は一般的によく利用される追加スケジュールである。

- スケジュール 1：税務上利益算出
- スケジュール 2：慈善事業への寄付金
- スケジュール 3：配当利益ならびに配当支払い
- スケジュール 4：繰越欠損金
- スケジュール 5：州別の収益ならびに給与賃金
- スケジュール 6：資本資産（株券、不動産等）の売却
- スケジュール 7：投資収入

- スケジュール 8：税務上の減価償却の計算
- スケジュール 9：関連会社情報
- スケジュール 14：カナダ国内でのロイヤルティー等特定の支払いに関する情報
- スケジュール 19：非居住者の株主情報
- スケジュール 20：非居住会社の支店税
- スケジュール 21：外税控除
- スケジュール 29：非居住者へのロイヤルティーなどの特定の支払いに関する情報
- スケジュール 31：投資税額控除
- スケジュール 50：株主情報

連邦税ならびに各州の法人税率は、以下の政府ウェブサイト上で参照できる。

■ 連邦政府、ならびに 11 州（アルバータ州、ケベック州以外）の法人税税率
(Corporation tax rates)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/corporations/corporation-tax-rates.html>

■ アルバータ州の法人税税率 (Corporate income tax)

<https://www.alberta.ca/taxes-levies-overview.aspx#jumplinks-2>

■ ケベック州の法人税税率 (Calcul de l'impôt sur le revenu d'une société)
〔フランス語のみ〕

<https://www.revenuquebec.ca/fr/entreprises/impots/impot-des-societes/declaration-de-revenus-des-societes/calcul-de-l-impot-sur-le-revenu-dune-societe/>

なお、連邦税と州税の合算税率には、[カナダ居住者支配の非上場会社 \(Canadian Controlled Private Corporation: CCPC\)](#) が小規模事業控除を適用できる場合の税率 (CCPC 税率) と、それ以外の場合に適用される一般税率がある。各州のそれぞれの税率は以下のとおりとなっている (2021 年時点)。

州	CCPC 税率	一般税率
BC 州	11.0%	27.0%
アルバータ州	11.0%	23.0%
サスカチュワン州	9.0%	27.0%
マニトバ州	9.0%	27.0%
オンタリオ州	12.2%	26.5%
ケベック州	13.0%	26.5%
ニューブランズウィック州	11.5%	29.0%
ノバスコシア州	11.5%	29.0%
PEI 州	11.0%	31.0%
NL 州	12.0%	30.0%
ユーコン準州	9.0%	27.0%
ノースウェスト準州	11.0%	26.5%
ヌナブト準州	12.0%	27.0%

(5) カナダ居住者支配の非上場会社 (CCPC)

会社が以下の CCPC となるための条件を満たす場合、税務上大きなメリットがある。

- 非上場会社である。
- カナダで設立されたカナダ所在会社か、もしくは 1971 年 6 月 18 日以来、継続してカナダ所在の会社である。
- 直接的であれ間接的であれ、非居住者に支配されていない。
- 直接的であれ間接的であれ、上場会社に支配されていない。
- カナダ国外で株式上場をしているカナダ在住会社に支配されていない。

CCPC が享受できる税務上のメリットには、以下のようなものがある。

- 事業収入から発生した課税所得が 50 万 C ドル（サスカチュワン州の場合は 60 万 C ドル）以下の場合、低い法人所得税税率が適用される。
- 科学研究ならびに実験的開発に関する支出の税優遇政策に関して、税額控除の割合が高いなど、非 CCPC 企業よりもさらに優遇されている。
- CCPC の従業員は、ある特定の条件を満たすと、ストックオプションに関する益金参入を遅らすことが可能である。

(6) 非居住者との非独立企業間取引に関する情報申告書（以下、[T106](#)）

この節では、「非居住者」は法人ならびに個人の両方を指す言葉として用いるものとする。

世界各国の政府は、経済のグローバル化が進む中、多国籍企業が移転価格（国をまたぐグループ企業間での取引価格）の設定を利用して国際的な利益移転を操作し、各国での納税額が大きく減少してしまうことに懸念を抱いている。

このような利益移転による税源浸食を最小限に抑えるために、世界中の国で、移転価格税制が策定されている。そして、多くの国々は「関連会社間で取引を行う際、支配関係のない第三者と同一取引を行った場合と、本来同価格であるべき」という独立企業間価格というコンセプトに基づき、移転価格税制の策定を行っている。

この独立企業間価格というコンセプト自体は比較的理 解しやすいが、実際に制定されている移転価格税制は、理解およびその適用が難しいものとなっている。なおかつ、万が一税務局から罰則金等が課された場合、それが非常に高額となる可能性もあることから、多国籍企業側が移転価格対応策に多くの資源をつぎ込まなければいけない現状も発生している。

カナダでは、もし非居住者との非独立企業間取引（例：日本の親会社からの原材料購入など）の総額が、年間 100 万 C ドルを超えた場合、T106 を作成することが求められる。この非独立企業間取引には、売上、購入、サービス料支払い、管理費、賃貸料、印税、金利、資産譲渡、配当など、いろいろな取引が該当する。、どのような取引であっても、金額だけに焦点があてられ、全非独立企業間取引の総額が年間 100 万 C ドルの基準を超えるか否かで判断される。

T106 は、概要のページと、それぞれの非居住者ごとに作成する T106 伝票のページとで構成されている。申告期限は T2 同様、会社の会計年度末より 6 カ月以内となっている。

もし T106 提出を怠った場合、もしくは提出が遅延した場合、T106 伝票一枚につき（非居住者一社につき）、最高 2,500C ドルの罰則金が課せられる。

CRA は、T106 を参照することで移転価格リスクの高い会社を特定し、監査を行う。監査の結果、もし CRA が「独立企業間価格に基づいて価格設定をしていない」と判断した場合、移転価格の修正を行い、修正によって増加した課税所得に対し所得税が課せられる。さらに、もし会社が移転価格決定に際して「妥当な努力」を講じていなかつたと CRA が判断した場合には、罰則金も課せられる。

一般的に、会社が「妥当な努力」を講じたと立証するためには、移転価格の文書化を行う必要がある。この移転価格文書では、以下の内容を網羅する必要がある。

- 移転価格の対象となるモノ・サービスの特定
- 取引条件、同じ当事者間で発生している他の取引との関連性
- 取引当事者の特定とその関係
- 取引において、それぞれの当事者が果たした役割や負ったリスク、利用された財産（例：知的財産）
- 移転価格決定において、もしくは当事者間での利益分配を検証した際に利用したデータや方法、分析
- 移転価格決定のベースとなった推定、方針、戦略など

(7) 外国所得確認書（以下、T1135）

カナダ国外に取得原価が 10 万 C ドルを超える特定の国外資産を保有する場合、その所有者である個人もしくは法人は、[T1135](#) を準備、提出しなければいけない。

特定の国外資産には、以下のものが含まれる。

- 無形資産（特許、著作権など）ならびにファンド
- 有形資産
- 非居住会社の株式
- 国外で保管されている居住会社の株式
- 非居住信託の権益
- 国外の特定財産を保有するパートナーシップの権益
- 国外の特定財産を取得する権利
- 貸付、債券、など
- 国外の保険商品
- 貴金属、先物取引など

なお、次のものは国外の特定財産に含まれない。

- 事業継続のためにのみ保有している財産
- 国外関連会社の株式（別途、[T1134](#) で報告義務あり）
- 特定の信託
- 個人利用目的の不動産、年金資産など

T1135 で報告する内容には、国外資産の総額に応じて異なる。国外資産の総額が 10 万 C ドル超、25 万 C ドル未満の場合、T1135 内、Part A の簡便法にて報告が可能である。この場合の報告内容は以下のとおり。

- 財産の種類
- 国外資産が保有されている国を 3 カ国まで報告
- 国外の特定財産から得た収入の総額
- 国外の特定財産の売却から得た売却益の総額

一方、国外資産の総額が、25 万 C ドル以上となった場合、それぞれの国外資産について、下記の内容を T1135 の Part B にて報告しなければならない。

- 国外資産の名称
- 国外資産の所在国
- 報告年度中の最大額（簿価）
- 報告年度末の簿価
- 国外資産から得た収入
- 国外資産の売却によって得た売却損益

なお、日本からカナダへ移住した場合、日本で所有している移住者の財産（株式、不動産など）の簿価は、日本で実際に財産を購入された時の実際の購入額で

はなく、カナダ移住時点での、その財産の市場価格を参考にして決定する。これは、カナダ入国時に、いったんすべての財産を売却して、また同じ瞬間に取得し直したとみなす「みなし売却再取得ルール」の適用結果による。従って、日本からカナダに移住した者は、カナダ居住を始めた時点での、市場価格、資産評価額の情報を収集しておく必要がある。

CRA は、この T1135 の情報と、T1 や T2 で報告されている所得や売却損益の整合性がとれているかを確認する。T1135 の提出期限は、T1（個人の場合 4 月 30 日）や T2（法人の場合会計年度末から 6 カ月後）の提出期限と同じである。なお、個人のカナダ移住者は、初年度は T1135 の提出が免除されている。ただし、2 年目以降必要なため、初年度から関連情報を収集しておくことを勧める。

T1135 申告の遅延や未申告には、一日につき 25C ドル、最大 2,500C ドルの罰金が課される。ただし、重大な過失や不正があったと判断された場合には、さらに重大な罰則の対象となる可能性がある。

(8) 信託納税申告（以下、T3）

信託とは、委託者、受託者そして受益者を指定して作成する契約である。委託者が受託者に資産の保有、運用を頼み、受託者は、信託契約に基づき、受益者のために、資産を運用する責任がある。

信託は、下記のような理由によりカナダにおける多くの資産運用において利用されている法務契約である。

- 資産の最大運用：受益者に資産運用を行う能力がない場合（未成年など）に、受託者に適任者を選び、資産の最大運用を図るため。
- 資産の保護：資産を、委託者の債権者などから法的に守るため。
- 資産や利益分配のコントロール：将来に渡って、資産から生じる利益の分配方法などを、委託契約を作成することで委託者が統制するため。

信託は、個人や法人同様、所得税申告をする義務があるが、いくつか特殊なルールが適用される。

信託は、その資産運用から得た利益をベースに課税所得が決定されるが、その課税所得には、個人に適用される最高税率が適用される。また、信託から受益者に分配した利益は、その分配した年の損金として利用できる。

分配された利益に関して、信託は [T3 伝票](#) と呼ばれる利益分配をまとめたステートメントを発行する必要があり、受益者は T3 伝票に基づき、分配された利益を課税所得として T1 にて申告する。

信託を利用して銀行などが顧客の資産運用をしている場合は、年末に T5 ではなく T3 を受け取ることになる。信託は、ほとんどの場合、暦年ベースで所得税申告をする必要があり、申告期限は、年末から 90 日後となっている。

(9) 非居住者支払い明細書（以下、NR4）

非居住者（個人、法人共に含む）に、配当、利息、ロイヤルティー、管理手数料などの支払いを行った場合、支払者（個人、法人共に含む）は、NR4を作成して、受取人ならびにCRAに、支払内容を報告する義務がある。尚、支払いから源泉徴収が行われた場合、その金額もNR4で報告される。

支払いを受け取った個人、会社は自国で確定申告をする場合、多くの場合、全額もしくは一部の外国税額控除を請求できる。その際、NR4は源泉徴収税の支払いの証憑となる。NR4は暦年ベースで、毎年、翌年の3月31日までに作成が必要である。

(10) CRAへの支払方法

CRAは、いろいろな支払受理方法を、以下のウェブサイト上で紹介しているが、その中で、多くの個人や事業主が利用している支払方法は次のとおりである。

■ CRAへの支払い方法（Payments to the CRA）

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/payments-cra.html>

(ア) マイペイメント（My Payment）

これは、個人および企業が、CRAのウェブサイトを使用して、カナダの特定の金融機関の口座からオンラインで支払う方法である。現在、このプログラムには多くの銀行や信用組合が参加している。ビザカード、マスターカードでも支払い可能である。参加銀行や信用組合のリストなどの詳細については、以下を参照のこと。

■ マイペイメントによる支払い（Pay now with My Payment）

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/payment-save-time-pay-online.html>

(イ) オンライン・バンキング

カナダの金融機関の電話またはインターネット・サービスを通じて税金支払いを行うことができる。さらに、金融機関において将来の支払いをあらかじめ設定することもできる。詳細については、CRAウェブサイトで電子決済を参照するか、金融機関へ直接問い合わせることを勧める。

■ オンライン・バンキングによる支払い（Pay by online banking）

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/about-canada-revenue-agency-cra/pay-online-banking.html>

(ウ) 金融機関にて

CRAから送金バウチャー（Remittance Voucher）を入手し、その送金バウチャーを持参の上銀行へ行き、税金の支払いを行う。銀行において日付スタンプが押され、送金バウチャーの一部が領収書として返される。この方法で支払うためには、送金バウチャーの原本を持参する必要がある。金融機関は通常、バウチャーのコピーへの対応はしていない。

- 送金バウチャーまたは支払票の入手
(Order remittance vouchers or payment forms)
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/request-payment-forms-remittance-vouchers.html>

(エ) 郵送

小切手またはマネーオーダーを、「[カナダ総督府\(Receiver General for Canada\)](#)」を支払受取人として CRA に郵送する。ただし、CRA は、通常、CRA オフィスにて郵送を受け取った日付を支払受領日として取り扱うため、送金にかかる日数を考え余裕をもって郵送をすることを勧める。

(11) 罰則と利子

CRA は期日以降に支払われた税金（予定納税も含む）に対し利子を査定する。利率は、以下のカナダ連邦政府ウェブサイトで、4 半期ごとに更新されている。

- 規定利子 (Prescribed interest rates)
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/prescribed-interest-rates.html>
また個人もしくは法人に課される罰則金に関しては、以下のカナダ連邦政府ウェブサイトにて規定されている。
- 個人分割納税額 利息および違約金
(Required tax instalments for individuals Interest and penalty charges)
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/payments-cra/individual-payments/income-tax-instalments/interest-penalty-charges.html>
- 罰則の回避 (Avoiding penalties)
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/corporations/corporation-payments/avoiding-penalties.html>

5. 売上税 (GST、HST、PST/QST)

本章では、カナダの連邦ならびに州の売上税の概要を説明する。

(1) 税率

各州の連邦物品サービス税 (Goods and Services Tax: GST)、州売上税率 (Provincial Sales Tax: PST、Québec Sales Tax: QST) ならびに統合売上税 (Harmonized Sales Tax: HST) は次のとおりである (2022年1月時点)。

州	連邦物品サービス税率 (GST)	州売上税率 (PST/QST)	統合売上税率 (HST)
BC州	5.0%	7.0%	-
アルバータ州	5.0%	-	-
サスカチュワン州	5.0%	6.0%	-
マニトバ州	5.0%	7.0%	-
オンタリオ州	-	-	13.0%
ケベック州	5.0%	9.975%	-
ニューブランズウィック州	-	-	15.0%
ノバスコシア州	-	-	15.0%
PEI州	-	-	15.0%
NL州	-	-	15.0%
ユーコン準州	5.0%	-	-
ノースウェスト準州	5.0%	-	-
ヌナブト準州	5.0%	-	-

[第1章](#)でも言及したとおり、連邦物品サービス税と州売上税の統合に踏み切った5州にはHSTのみが存在し、BC州、サスカチュワン州、マニトバ州、州ではGSTとPSTの両方が、ケベック州ではGSTとQSTの両方が存在する。アルバータ州ならびに3準州ではGSTのみ存在する。

(2) 連邦税 (GST、HST)

GST/HSTは、カナダで販売される多くの物品とサービスに課される売上税である。GST/HSTが免除されている項目は厳密に指定されており、次の項目などが免除項目に該当する。

- 中古住宅
- 住宅家賃（賃貸が1カ月以上のもの）
- ほぼすべての医療、歯科サービス

- 14歳以下の子供対象のデイケアサービス
- 職業学校の授業料
- 金融機関サービス
- 保険代理店サービス
- 慈善団体が提供する物品やサービスなど

また免除項目とは別に税率がゼロとなる「[ゼロレート項目（Zero-rated supplies）](#)」がある。ゼロレート項目には次の項目などが該当する。

- 食料品
- 処方薬
- 農産物
- 家畜
- 医療機器（補聴器など）など

ゼロレート項目は、実質的にGST/HSTはかからないという意味では免除項目と同じであるが、ゼロレート項目の販売者は、後述するGST/HSTの仕入税額控除の権利がある。免除項目のみを販売している事業者は、この仕入税額控除の権利を有しない。

事業者は、カナダで課税対象となる物品ならびにサービスを提供している場合、「[小規模事業者（Small supplier）](#)」に該当しない限り、カナダ歳入庁（CRA）に登録を行いGST/HST用の口座を開設しなければならない。この事業者とは、外国籍の法人にも適用されるので注意が必要である。

小規模事業者とは、以下の条件を満たす事業者である。

- 個人事業主、パートナーシップ、会社のいずれかの事業形態で、課税対象となる物品ならびにサービスの提供が年間3万Cドル以下の事業である。この物品ならびにサービスの提供の年間総額には、カナダ国外での提供額も計算に含める。さらにこの総額にはゼロレート項目の物品やサービスも含める。
- 公共サービス機関の場合は、金額基準として3万Cドルではなく5万Cドルが適用される。
- 慈善団体もしくは公的機関の場合は、金額基準として3万Cドルではなく25万Cドルが適用される。

ただし小規模事業者であっても、GST/HST登録後は仕入税額控除を享受できることから、CRAに自発的に登録を行う事業者も少なくない。

GST/HST登録後は、定期的にGST/HST確定申告を行い、必要額の納税もしくは還付請求をすることができる。GST/HST確定申告の頻度は、次のとおりに定められている。

- 課税対象となる物品ならびにサービスの提供が年間150万Cドル以下の場合：年一回
- 課税対象となる物品ならびにサービスの提供が年間150万Cドル超600万ドル以下の場合：四半期ごと

- 課税対象となる物品ならびにサービスの提供が年間 600 万 C ドル超の場合：毎月

上述は確定申告の最低頻度を規定しているもので、事業者が自発的に申告頻度を増やすことは許容されている。

確定申告では、申告期間に提供した課税対象となる物品ならびにサービスの総額、顧客から徴収した GST/HST の総額、さらにカナダで物品やサービスを購入した際に支払った GST/HST の総額を申告する。実際の納税金額は、徴収した GST/HST から、購入時に支払った GST/HST を差し引いた金額となる。これが仕入税額控除である。もし購入時に支払った GST/HST の金額が、顧客から徴収した GST/HST を上回った場合、CRA から還付を受けられる。

GST/HST には、申告手続きの負担軽減のために、いくつかの簡便法のオプションが用意されており、一つは仕入税額控除の簡略申告である。この簡略申告を利用するためには、申告者は以下の条件を満たす必要がある。

- 前年度に課税対象となる物品ならびにサービスの提供が 100 万 C ドル以下
- 前年度に限らず、過去の何れの年の年間提供額が 100 万 C ドル以下
- 前年度の課税対象となる物品ならびにサービスの購入が 400 万ドル以下

また年間の課税対象となる物品ならびにサービスの提供が 40 万 C ドル以下の場合、申告者は、納税額の簡略計算を利用することもできる。

上述のとおり、連邦物品サービス税と州売上税の統合に合意した州では HST のみ存在する。GST/HST 登録事業者が、HST が適用されている州で課税所得となる物品ならびにサービスの提供を行った場合、その州の HST の税率に基づいて HST を徴収する。それ以外の州で課税所得の対象となる物品ならびにサービスを提供した場合は、GST5%を徴収する。

物品ならびにサービスの提供場所の決定ならびに正しい税率の決定には、具体的なルールが設けられている。次は基本的な例となるが、貨物や無形資産の販売など品目ごとに詳細にルールが規定されている。

例 1： オンタリオ州の事業者がノバスコシア州の顧客に物品を配達した場合、ノバスコシア州 15%HST が適用。

例 2： アルバータ州のサービス提供会社がオンタリオ州の顧客にサービスを提供した場合、オンタリオ州 13%HST が適用。

カナダ国外に物品が輸出される場合は、ゼロレートが適用される。つまり、実質 GST/HST を国外の顧客から徴収する必要はない。

カナダ国内に物品が輸入される場合は、非課税輸入項目に指定されていない限り、GST/HST が輸入の際に課税される。非課税輸入項目の一例は次のとおりである。それぞれの項目でさらに具体的なルールが存在する可能性があるため注意が必要である。

- 一部のゼロレート項目（薬、一部の食料品）
- 修理やメンテナンス目的でカナダ国内に持ち込まれた物品（修理やメンテナンス終了後、国外の顧客に返却される）
- 保証契約書に基づき国外サプライヤーから提供された代替品
- 郵便や宅配でカナダ国内に発送された 20C ドル以下の価値の物品（ただし酒、タバコなど特定された品目では、非課税輸入項目には該当しない）など

連邦政府との売上税統合に踏み切らなかった 4 州（BC 州、サスカチュワン州、マニトバ州、ケベック州）では、州売上税 PST（ケベック州は QST）が存在する。この 4 州のうち、多くの日系企業が進出している BC 州の PST ならびにケベック州の QST の概要を紹介する。

（3）BC 州 PST

BC 州 PST は、州法に基づき BC 州内で購入された、もしくは BC 州に持ち込まれた課税対象となる物品やサービスに適用される小売売上税である。要するに、PST は通常、個人または企業を問わず、最終消費者にのみ課税される税金である。製造業者から（最終消費者でない）卸売業者や小売業者への在庫の販売は PST 課税対象ではない点が、GST/HST とは異なる。また GST/HST に取り入れられている仕入税額控除の制度は、PST には存在しない。

BC 州内で課税対象となる物品やサービスを提供している BC 州の事業者や会社は州政府に PST 登録（PST 番号の取得）をし、PST を徴収しなければならない。

また BC 州で PST 登録しているか否かにかかわらず、もし州外から BC 州に物品を持ち込んだ場合、自己評価に基づいて PST を支払う義務がある。ただし、自己評価ルールが免除される場合も規定されており、以下はその一例である。

- 転売やリース目的での購入
- 梱包を利用する物品
- 特定の農業用具
- 船、釣り網、漁業道具
- 魚養殖に関連する用具
- 相続品や離婚に関連する財産分与など

（4）ケベック州 QST

連邦政府とケベック州政府は合意を結び、GST/HST のケベック州内での実際の登録や徴収といった業務を、ケベック州歳入庁（Revenue Québec） が QST 運営と共に担っている。そのため QST には仕入税額控除制度や、物品ならびにサービスの一種として課税項目、免除項目、ゼロレート項目が存在するなど、GST/HST と比較的類似したルールが存在する。

また GST/HST と同様、年間 3 万 C ドルを超える課税対象となる物品ならびにサービスを提供している事業者は、QST 登録をしなければならない。またタバコの小売販売やアルコール飲料の販売など、特定の商業活動を営んでいる事業者は年間 3 万 C ドル以下か否かに関係なく登録をしなければいけない。

6. 雇用関連事項

本章では、カナダで従業員を雇用をした際に考慮しなければいけない課税所得項目、ならびにカナダ年金基金（Canada Pension Plan: CPP）、雇用保険（Employment Insurance: EI）、労災保険の概要を解説する。

(1) 課税所得

雇用主は、給与や手当を従業員に支給した場合、それら一つ一つの手当が課税対象であるか否かを判断した上で、課税対象の総額を計算し、源泉徴収を行い、カナダ歳入庁（CRA）に納税ならびに詳細の報告をする義務がある。

手当には、現金の支給以外に、非現金（Non-cash）と現金類似（Near-cash）の2種類がある。非現金手当とは物品やサービスの提供であり、雇用主が第三者に現金を支払って従業員に物品やサービスを提供した場合が該当する。現金類似手当とは、ギフトカードなど現金と同様の機能を果たすもの、もしくは上場会社の株式や地金など容易に換金できるものの提供である。もし非現金物や現金類似物が課税対象となる場合は、雇用主は現金手当と同様に源泉徴収を行い、CRAへ納税する義務がある。

なお雇用条件として、従業員が業務遂行にあたり何かしらの費用負担の必要がある場合は、従業員はその費用を個人の確定申告で所得控除として申告できる。この場合、雇用主は雇用条件宣言書（T2200, Declaration of Conditions of Employment）を準備して従業員に渡さなければならない。

以下、一般的な諸手当の税務上の取り扱いを紹介する。

(2) 社用車の私的利用

雇用主が所有またはリースしている車を従業員へ提供し、従業員が私用目的で車を利用した場合、従業員に課税所得が発生する。従業員の自宅から勤務先までの通勤も私用目的として取り扱われる。

従業員ならびに雇用主は、車が私用もしくは事業目的のそれぞれで年間どれだけの走行距離となったかを証明できる記録を保管しておかなければならない。CRAは記録として日付、目的地、走行目的、走行距離を記録しておくことを推奨している。もしくは、車が従業員に提供し始めて丸一年記録を付けた場合、2年目以降は3カ月分のみ詳細の記録を取り、1年目の同3カ月からの変動をベースとし、2年目以降の私用目的の走行距離を見積もるという簡便法も容認されている。

簡便法の計算例：

- 1年目の私用目的利用の割合： 49%
 - 1年目の1~3月の3カ月間の私用目的の利用割合： 46%
 - 2年目の1~3月の3カ月間の私用目的の利用割合： 51%
- である場合、2年目の私用目的の利用割合（見積）： $(51\% \div 46\%) \times 49\% = 54\%$

社用車が私用目的で利用された場合の課税所得の計算方法は次のとおりである。

「課税所得 = スタンバイ・チャージ + 維持管理手当 - 従業員からの返済」

- スタンバイ・チャージ：
社用車が私用目的で利用できるようにスタンバイ（待機）しているという特典を、車の購入費もしくはリース代、年間総走行距離そして私用目的の走行距離等から計算して金額化したもの。
- 維持管理手当：
車の維持管理に必要なガソリン代、修繕維持費、保険代などを走行距離から計算したもの。

例えば、従業員が私用で社用車を利用した場合で、私的利用分のガソリン代等を会社に返済すれば、その返済金額を上述のスタンバイ・チャージと維持管理手当の総額から差し引いて課税所得額を算出する。この計算は、次のカナダ政府のウェブサイトにて必要情報を入力すると自動算出される。

■ 自動車手当オンライン計算

(Automobile Benefits Online Calculator – Disclaimer)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/e-services-businesses/automobile-benefits-online-calculator-disclaimer.html>

(3) 従業員私有車の社用目的利用手当

従業員の私有車を社用目的で利用し、会社がその走行距離に対し妥当な 1 kmあたりのレートにて従業員に手当を支払った場合、その手当は非課税扱いとなる。妥当とみなされるレートに関しては、カナダ政府が毎年ガイドラインを発表しており、2022 年は次のとおりである。

- 走行距離が 5,000 キロ以下の場合 : 0.61C ドル/km
- 走行距離が 5,000 キロを超える場合 : 0.55C ドル/km
- ユーコン準州、ノースウェスト準州、ヌナブト準州では、上記の金額に 0.04C ドルが加算される。

■ 自動車手当率 (Automobile allowance rates)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/payroll/benefits-allowances/automobile/automobile-motor-vehicle-allowances/automobile-allowance-rates.html>

(4) 宿泊施設

会社が従業員に宿泊施設を提供した場合、宿泊施設の公正市場価格を従業員の課税所得に含める必要がある。

ただし、もしそれが、従業員が特別な場所で働くために会社が提供した宿泊施設である場合、次の条件を満たす限り、課税所得に含める必要はない。

- ・ 従業員が職務を全うするために本人の住居から離れる、もしくは特別の場所に行く必要がある。
- ・ 特別な場所での職務は一時的である。
- ・ 従業員は他の場所に本来の住居場所がある。
- ・ 会社が提供する宿泊施設は最低 36 時間以上の利用が可能である。

(5) 携帯電話とインターネット

会社が、業務目的で従業員に携帯電話を貸与した場合、課税の対象にはならはない。しかし、従業員が携帯電話を購入し、その購入費を会社が負担した場合は課税所得となる。仮に従業員がその携帯電話を業務目的で利用したとしても、課税所得であることに変わりはない。

会社が従業員の電話やインターネットの月次契約料を負担した場合、その電話やインターネットの業務目的相当分の金額は課税の対象にはならない。

(6) 育児サービス

次のすべての条件を満たす場合、会社が従業員に提供する育児サービスは課税の対象ではない。

- ・ 育児サービス提供場所が職場内にある。
- ・ 会社が育児サービス提供を直接管理している。
- ・ すべての従業員に対して、最小限のコスト負担もしくはコスト負担なしで提供されている。
- ・ 育児サービスは従業員のみが利用できる。

(7) カウンセリング・サービス

課税の対象となるか否かはサービス内容による。財務に関するカウンセリング・サービスや確定申告のサポートは課税所得となる。

一方、次のサービス内容は課税の対象ではない。

- ・ 再雇用のためのカウンセリング
- ・ 退職のためのカウンセリング
- ・ メンタル・ヘルスや身体の健康に関するカウンセリング

(8) 身体障害者への諸手当

次のいずれかの条件を満たす従業員に対し、妥当とみなされる交通費を会社が負担した場合、課税の対象ではない。

- ・ 法的に定められた視覚障害の条件を満たしている。
- ・ 長期で重度の身体障害を有している（この場合一般的に身体障害税額控除も利用する権利がある）。

(9) 自社商品の従業員への割引販売

もし会社が自社商品を割引価格にて従業員に販売した場合、通常、課税の対象ではない。ただし、次の場合は課税対象となる。

- 一部の従業員にのみ割引価格を適用する。
- 会社のコストより安い価格で従業員に商品を販売する
- 会社が他の会社と相互提携をし、従業員は雇用主以外の会社からも割り引きを受けられる。

(10) 教育費

会社が従業員の子供の教育費を負担した場合、通常は課税対象となる。ただし、もし従業員とその家族がもともとの自宅を離れ特定の場所に住む必要があり、その場所にある学校が従業員子女教育ニーズと合致ないという条件を満たした場合、会社から支給される教育手当は非課税対象となる可能性がある。

会社が、学業終了後に会社に戻ってくるという条件で、従業員や元従業員に奨学金を支給した場合は、課税対象となる。

従業員の職務に関連したトレーニング費用を会社が負担した場合、トレーニング・プログラム終了後、従業員が職務に復帰するという見込みがある場合において、課税対象とはならない。このトレーニングには、ソフトスキルやストレスの対処法といったものまで含まれる。ただし従業員の個人的な興味対象のトレーニングは、これには含まれない。

(11) 贈答品や表彰

贈答品や表彰は基本的には課税の対象となるが、CRAは非現金物に関しては非課税扱いを容認している場合がある。贈答品や表彰が現金もしくは現金類似物の場合は、CRAは例外なく課税の対象としている。

表彰とは従業員の職場への貢献に対するものであり、従業員の業績への評価ではない。業績への評価である場合、それは褒賞であり課税の対象となる。職場への貢献に対する表彰で、その従業員選定プロセスなどがしっかりと確立されている場合は、課税対象外となる。

さらに非現金物の贈答品や表彰の価値は年間 500C ドル以下でなければならない。理由のいかんにかかわらず 500C ドル超の贈答品や表彰は課税の対象となる。この年間の総額を計算する際に、コーヒー、紅茶、会社のロゴ入り T シャツなど些細なものは計算に含める必要はない。

(12) グループ保険

会社はグループ保険を福利厚生として用意している場合がある。その場合、会社による保険料の支払いが従業員の課税所得になるか否かは保険の種類によって変わってくる。

病気や障害により労働ができなくなった従業員の賃金損失の補填を提供する保険に関しては、補填支払いが継続的に提供される（一括払いではない）場合において、従業員の課税所得の対象とはならない。

保険会社が提供している医療保険の保険料を会社が支払った場合は、従業員の課税所得の対象とはならない。賃金補填支払いが一括払いの保険や生命保険は課税対象となる。

(13) 無利子もしくは低金利ローン

会社が無利子もしくは低金利ローンを提供した場合、課税所得が発生する。課税所得の金額は、カナダ政府が定期的に公表する規定利率(Prescribed Rate)で計算した利子から実際に従業員が支払った利子を差し引いて決定する。なお従業員は、遅くとも翌年の1月30日までに利子の支払いをしなければならない。

2022年度第一四半期の規定利率は1%である。よって従業員がこの利率以上の利子を支払っている場合は、課税所得は発生しない。カナダ政府公表の規定利率は次のウェブサイトで確認できる。

■ 規定利率 (Prescribed interest rates)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/prescribed-interest-rates.html>

(14) ロイヤルティープログラムのポイント

従業員が出張などで個人のクレジットカードを使って経費を支払った場合、多くの場合その経費は会社によって扱い戻される。もしこのクレジットカード利用により従業員がロイヤルティープログラムのポイントを獲得した場合、通常これは従業員収入としては扱われない。ただし次の条件が該当する場合は、課税所得扱いとなる。

- ポイントが現金に換金される。
- 雇用主と従業員の間でポイント獲得が従業員手当の一部として認識されている。
- 納税回避のためにロイヤルティープログラムが利用されている。

(15) 残業時の食事手当

従業員の残業時に会社が食事手当を提供した場合、次のすべての条件を満たす場合、課税所得の対象とならない。

- 食事手当の金額が妥当な範囲である（上限23Cドル、2022年2月時点）。
- 従業員が2時間以上の残業を行った。
- 食事手当提供の頻度が偶発的である（通常週2回以下）。

(16) 引越し関連費用

会社の辞令により従業員が引越しをした場合、通常会社負担の引越し費用は課税所得の対象とならない。この費用には従業員本人ならびに家族や家具の引越し費用の他、次に挙げるその他関連費用が含まれる。

- 新しい場所での新居探しに要する移動費用
- 引越し費用（妥当な範囲での食費や宿賃も含む）
- 家具などの一時収納費用
- 引越し前の居住場所における賃貸、電話、テレビ、電気の解約費用
- 引越し前の居住場所を売却する場合、その売却に要した費用
- 新居での冷蔵庫や洗濯機などの設置費用

- 新居での家具などの移動や模様替え費用
- 運転免許証の書き換え費用
- 住所変更や新居購入に伴う法務手続き費用
- 新居が準備できるまでの一時的なホテル滞在費など（妥当とみなされる範囲に限る）
- 引越し後、前居住場所売却に際し発生した長距離電話代
- 妥当な努力を払ったにもかかわらず前居住場所が売却できなかつた場合の、前居住で発生する固定資産税や光熱費

上述のものに該当しない費用が発生した場合には、課税対象となる。また、もし会社が引越し手当として一定金額を支給する場合、従業員が領収書等を提出しなくても、650C ドルまでは課税対象とはならない。ただし、従業員は手当としてもらった金額以上の引越し関連費用が発生したことを宣誓する書面に署名しなければならない。

(17) 駐車場

会社が提供する駐車場の費用は通常課税所得扱いであるが、次の条件を満たす場合、課税対象とならない。

- 従業員に身体的障害がある。
- 業務目的で駐車場を従業員に提供しており、従業員が業務遂行のために車を定期的に使用しなければいけない。
- ショッピングセンターや工業団地など、駐車場が従業員にも従業員以外の人にも提供されている。
- 駐車場スペースが非常に限定的な（駐車場利用者数が、駐車場スペースの数より遥かに多い）駐車場を提供している。

(18) イベントおよびパーティー

会社が全従業員対象のイベント（例：クリスマスパーティー）を行った場合、従業員一人あたりの費用が 150C ドル以下であれば、従業員の課税所得とはみなされない。なおこの費用には、パーティー後のタクシーチケット、ホテル代などは含まれない。もし従業員一人あたりの費用が 150 C ドル超となった場合、超過部分だけでなく費用全額が従業員の課税所得としてみなされる。

(19) カナダ年金制度（Canada Pension Plan : 以下、CPP）

カナダ年金制度は、雇用主、従業員ならびに個人事業主の拠出によって財源を賄っている年金制度で、ケベック州以外のカナダですべての従業員と個人事業主を対象とした年金制度である。ケベック州ではケベック年金制度（Québec Pension Plan）という州独自の制度を運用している。通常、カナダ（ケベック州以外）で年間所得が 3,500C ドルを超える 19 歳以上の就労者は CPP を拠出する義務がある。

従業員に関しては、雇用主が従業員に支払う給与から源泉徴収を行い、CRA に定期的に支払う義務を負う。その際、雇用主は雇用主が負担する金額も加算して支払

う。

従業員の拠出額は、各従業員の年金対象収入に拠出比率（5.70%、2022年時点）を乗じて決まる。年金対象収入とは、従業員収入から3,500C ドルを除いた収入額であるが、さらに上限が6万4,900C ドル（2022年時点）と決められている。よって年金対象収入の最高額は6万1,400C ドル（= 64,900C ドル - 3,500C ドル、2022年時点）となり、その場合の従業員負担拠出額は3,499.80C ドル（= 61,400C ドル × 5.70%）である。雇用主は、従業員と同額を拠出する義務があるため、この例の場合、総額6,999.60C ドルを雇用主がCRAに支払う義務がある。

また個人事業主の場合は、一人で従業員拠出額と雇用主拠出額の総額分を支払う必要がある。上述の例の場合は、一人で6,999.60C ドルを支払わなければならない。毎年の年金対象収入、拠出比率、ならびに最高拠出額は次のサイトで確認できる。

■ CPP 拠出率、上限、免除額

(CPP contribution rates, maximums and exemptions)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/payroll/payroll-deductions-contributions/canada-pension-plan-cpp/cpp-contribution-rates-maximums-exemptions.html>

なお、駐在員として日本からカナダへ赴任し、数年間程度のみカナダで就労し、その後日本に帰国する場合は、日加社会保障協定に基づき、「[日本国公的年金各法の適用に関する証明書（J/CAN101）](#)」を日本年金機構から取得することにより、カナダ滞在中も日本の公的年金への加入継続が可能で、さらにカナダでのCPP適用の免除を受けることができる。

退職後のCPPからの年金受給額は、退職前の所得の生涯平均、各人の拠出総額、ならびに受給開始の年齢で決まる。通常、受給開始は65歳だが、最も早く60歳、遅くとも70歳から受給開始をしなければいけない。若い年齢から受給を開始すると、その分毎月の受給額は減額される。

65歳から受給を始めた場合、月次最高受給額は1,253.59C ドル（2022年時点）であるが、カナダ全体の平均月次受給額は約700C ドルである。

またこの制度では退職給付に加えて、障害給付、死亡給付、遺族年金、子供扶助などの他の給付も行われている。

(20) 雇用保険 (Employment Insurance : 以下、EI)

雇用保険はカナダ年金制度と同様に、連邦政府管轄の失業者保険制度である。雇用主は従業員に支払う給与から源泉徴収を行い、CRAにCPP拠出額支払いと同時に定期的に支払う義務がある。その際、雇用主が負担する金額も加算して支払う。雇用主負担金額は、従業員の保険料の1.4倍となっている。

従業員が支払う保険料は、各従業員の保険対象収入に保険料率（1.58%、2022年時点）を乗じて決まる。保険対象収入とは、従業員収入であるが、さらに上限が年間6万3,000C ドル（2022年時点）と決められている。よって、従業員ならびに雇用主が支払う可能性のある最大保険料は、952.74C ドル（= 60,300 × 1.58%）ならびに1,333.84C ドル（従業員保険料の1.4倍）となっている（2022年時点）。なお、個

人事業主は、EIに加入することはできない。

毎年の保険対象収入、保険料率、ならびに最高保険料は次のウェブサイトで確認できる。

■ EI保険料率および上限額 (EI premium rates and maximums)

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/payroll/payroll-deductions-contributions/employment-insurance-ei/ei-premium-rates-maximums.html>

CPPとは異なり、日加社会保障協定によりカナダでのEI適用の免除といった制度は存在しない。よって、日本からカナダへ赴任した駐在員も、保険料を支払う必要がある。

カナダで失業をした場合、次の条件を満たすことによりEI受給が可能である。

- 失業の理由が自己責任ではない。(※)
- 対象期間中にEI保険料の対象となった労働時間数の条件をクリアしている。
- 就職活動中である。
- 失業してから1週間(待機期間)経っている。

(※)失業の理由が自己責任となる場合の例:

- ・ 自発的に正当な理由なしに仕事を辞めた。
- ・ 自分の違法行為により解雇された。
- ・ 自分が参加している労働争議の結果失業した。など

上述の二つ目の条件の対象期間とは、失業保険受給開始予定日の前52週間である。ただし、もし過去52週間の間に既に失業保険を受給していたのであれば、前回の失業保険受給開始日から今回の失業保険受給開始予定日となる。

EI保険料の対象となる労働時間数は、カナダのそれぞれの地域によって時間設定が異なる。失業率の高い地域では比較的短い労働時間数(420時間、2022年2月時点)が設定されており、逆に失業率の低い地域では比較的長い労働時間数(700時間、2022年2月時点)が求められる。就職活動中であることを証明するためには、連絡をとった雇用主等の情報を文書化しておく必要がある。

失業保険の毎週の受給額は、失業者の雇用中の雇用収入額と保険料納付額で決まる。概算としては雇用中の保険対象収入の55%であるが、上限として最高週638Cドル(2022年2月時点)と定められている。

また失業保険の受給可能期間は最長45週間を上限として、失業率に応じてカナダ行政区ごとに定められている。例えば、トロントで最長40週間、バンクーバーで最長36週間である(2022年2月時点)。

(21) 労災保険

労災保険は州の管轄となっており、それぞれの州で雇用者義務付けの労災保険を提供している。次に日本人が最も多く居住しているオンタリオ州と BC 州の労災保険を紹介する。

(ア) BC 州労災保険 (Worksafe BC : WSBC)

BC 州で事業を営む殆どの雇用主は WSBC に加入する必要がある。WSBC を管轄する理事会が承認した場合にのみ WSBC 対象外となる雇用もありえるが、そのようなケースは稀である。雇用主には、会社や個人経営などさまざまな事業形態を含むが、例えば会社の業務に従事している者が株主や取締役のみといった場合でも WSBC 加入の対象となる。

また、仮に事業が従業員を雇用しておらず、すべて請負業者 (Contractor) に事業内容を発注し、請負業者のみが労働力を提供しているような場合においても、WSBC への加入義務が発生する。

加入申請は、事業開始前 30 日以内に行う必要があり、申請時には従業員数、雇用開始日、従業員に支払う年間の給与手当の総額（見積り）、事業内容などを伝える必要がある。この情報に基づいて、保険料の支払頻度（年一回もしくは年 4 回）と保険料率が決定する。その後、年一回の年次報告で確定した給与手当総額を報告し、当初の見積と差額があった場合には、保険料の調整がその際に行われる。

- BC 州労働者補償委員会 (Worksafe BC)
<https://www.worksafebc.com/en>

(イ) オンタリオ州労災保険 (Workplace Safety and Insurance Board: 以下、WSIB)

オンタリオ州で事業を営む殆どの雇用主は WSIB に加入する必要がある。WSBC 同様、例外的に WSIB の対象外となる雇用もありえるが、そのようなケースは稀である。さらに WSBC 同様、事業が請負業者 (Contractor) を利用している場合も、WSIB への加入義務が発生する場合がある。

加入申請は、従業員の雇用開始から 10 日以内に行う必要があり、申請時には従業員数、雇用開始日、従業員に支払う年間の給与手当の総額（見積り）、事業内容などを伝える必要がある。

保険加入後、定期的に従業員の給与総額を報告し保険料を支払う。報告ならびに支払頻度は保険対象となる給与総額で決められており、100 万 C ドル以上の場合は月次、2 万 C ドル以上 100 万 C ドル未満の場合は 4 半期ごと、2 万 C ドル未満の場合は年次報告ならびに支払いが義務付けられている。

- オンタリオ州労災保険 (WSIB Ontario)
<https://www.wsib.ca/en>

(22) 最低賃金

2022年1月時点でのカナダ各州の最低賃金は下表のとおりである。

州	最低賃金（時給）
BC州	15.20C ドル
アルバータ州	15.00C ドル
サスカチュワン州	11.81C ドル
マニトバ州	11.95C ドル
オンタリオ州	15.00C ドル
ケベック州	13.50C ドル
ニューブランズウィック州	11.75C ドル
ノバスコシア州	12.95C ドル
PEI州	13.00C ドル
NL州	12.75C ドル
ユーコン準州	15.20C ドル
ノースウェスト準州	15.20C ドル
ヌナブト準州	16.00C ドル

(23) 雇用の終了

雇用主が従業員を解雇した際、もしくは従業員が自主的に辞めた場合、雇用主は所定の雇用記録（Record of Employment: 以下、ROE）を発行しなければならない。

ROEは、元従業員の名前や社会保険番号（Social Insurance Number: SIN）のほか、元従業員の雇用期間、EI対象雇用収入、解雇の理由などの情報を含む。

このROEは、紙の書式のほか、オンライン版もあり、用紙もオンラインも目的や内容は同じであるが、発行期限が次のとおり異なる。

- ROE（紙）：
給与支給の中止、もしくは給与支給中断の告知（レイオフなど）から5日以内
- ROE（オンライン）：
給与支給中断が発生した直後の給与締め日から5日以内。もしくは、給与払いが月次ベースで、給与支給中断から15日以内に、上述の給与締め日から5日が訪れない場合は、給与支給中断から15日以内。

このROEを基にカナダ政府（[Service Canada](#)）は、元従業員のEI受給資格ならびに受給金額の査定を行う。

7. 会計基準ならびに財務諸表監査

本章では、カナダで適用されている会計基準ならびに一般的にカナダの会計士事務所が提供する財務諸表監査やレビューの概要を紹介する。

(1) カナダ会計基準

カナダで会計基準や監査基準などの制定を行う権威機関として、カナダ財務報告保証基準協会 (Financial Reporting & Assurance Standards Canada: 以下、[FRAS Canada](#)) があり、カナダ公認会計士の母体であるカナダ公認会計士協会 (Chartered Professional Accountants Canada: [CPA Canada](#)) の出資により成り立っている。FRAS Canada 内の、会計基準委員会 (Accounting Standards Board: 以下、[AcSB](#)) ならびに監査保証基準委員会 (Auditing and Assurance Standards Board: [AASB](#)) がそれぞれ会計基準ならびに監査基準の制定に直接携わっており、その内容は[カナダ公認会計士協会ハンドブック \(CPA Canada Handbook\)](#) という書籍にまとめられている（有料購読可）。

カナダ公認会計士協会ハンドブック「会計基準」の部には、次の四つの会計基準が含まれている。

(ア) 国際会計基準

(International Financial Reporting Standard: 以下、[IFRS](#))

カナダで上場会社が適用を義務付けられている会計基準である。基本的にロンドンに本部を置く国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: 以下、[IASB](#)) が発行した IFRS を踏襲しているが、IASB がその都度新しい会計基準を発行してから、AcSB がプロセスを経て承認するまでに時間を要するため、IASB 承認の IFRS と、AcSB 承認の IFRS で差が生じる可能性がある。カナダ国内で IFRS に準拠した財務諸表とは、AcSB 承認の IFRS を示唆している。

(イ) 非上場会社会計基準

(Accounting Standards for Private Enterprises: ASPE)

カナダで非上場会社が適用できる会計基準である。IFRS と比べて、比較的シンプルで、会計基準準拠のためのコスト負担を軽減できる。

(ウ) 非営利団体会計基準

(Accounting Standards for Not-for-Profit Organization)

カナダで非営利団体が財務諸表作成を行う際に適用する会計基準である。

(エ) 年金プラン会計基準

(Accounting Standards for Pension Plans)

年金プランの財務諸表作成の際に適用される基準である。カナダの会社が従業員のための福利厚生として年金プランを提供し、州政府に登録した場合、年

金プラン内で運用される資産額の多寡などにより、年金プランが監査やレビューの対象となる場合がある。その場合、年金プランの財務諸表はこの会計基準に準拠して準備必要がある。

なおカナダ公認会計士協会ハンドブックは、非上場会社について、上述（イ）の ASPE 適用を義務付けていない。つまり、非上場会社はその他の会計基準を適用することも可能である。よって親会社が欧州や米国にあるといった場合は、カナダ子会社は IFRS や米国会計基準（US GAAP）を適用しているという例もよく見受けられる。

親会社が日本法人であり、かつ在外子会社の財務諸表が IFRS または米国会計基準に準拠している場合、日本の企業会計基準委員会が発行している実務対応報告第 18 号にて、親会社での連結決算手続きに関する取扱いが定められている。このため、カナダ子会社には IFRS もしくは米国会計基準のどちらかの会計基準準拠が求められる場合が多い。

もしくは日本親会社とその監査人がカナダ子会社に重要性がないと判断した場合には、子会社に ASPE を適用するケースが見受けられる。

また、カナダの公認会計士事務所は、顧客の財務諸表が IFRS、ASPE、米国会計基準のいずれかに準拠して作成されている場合にのみ、監査やレビューといった保証業務を行うことが通常可能である。よって、保証業務が必要な場合は、この三つの会計基準から選択することが現実的である。

(2) 財務諸表監査、レビュー、調整

カナダ公認会計士協会ハンドブックでは、カナダで公認会計士が財務諸表に関連して提供するさまざまな業務の基準も制定しているが、財務諸表の監査、レビュー、調整はその中でも代表的な業務である。それぞれの業務の内容は次のとおりである。

(ア) 貢献諸表調整

財務諸表の調整とは、顧客から試算表等の情報を入手し、その情報を財務諸表にまとめる業務である。これは次に紹介するレビューや監査とは異なり、財務諸表に重要な誤りがないことを表明する保証業務ではない。調整業務の対象となるのは、通常貸借対照表と損益計算書のみで、キャッシュフロー報告書や注記は含まない。公認会計士は、財務諸表調整報告書（Compilation Engagement Report）を発行し、レビューや監査は行っていないことを明記する。なお財務諸表報告書は 2021 年まで「読者通知（Notice to Reader）」と呼ばれていたことから、その名残で同業務は依然「NTR」と呼ばれる場合がある。

(イ) 貢献諸表レビュー

監査人（公認会計士）が、顧客から独立した立場でレビュー作業を行い、財務諸表が企業の財務状態や経営成績およびキャッシュフローの業況を適正に表示していないと思われる事項が認められなかつたかを報告する業務である。これは監査と合わせて「保証業務」と呼ばれるが、レビュー作業は主に質問お

および分析的手続きをを行う。よって財務諸表レビュー業務が提供する保証の程度は、限定的保証と考えられている。

(ウ) 財務諸表監査

監査人（公認会計士）が、顧客から独立した立場でさまざまな監査作業を行い、財務諸表のすべての重要な情報が適正に表示されているかに関し、監査報告書をまとめた業務である。レビューと合わせて保証業務であるが、監査作業は、レビューで行う質問、分析的手続きを加え、実査、立会、確認、閲覧、査閲、証憑突合、帳簿突合、再実地などの作業も行い、最終的に提供する保証は合理的保証と考えられている。

なおカナダでは、資本金や負債合計額を目安に監査やレビューが義務付けられる法定監査は存在しない。

財務諸表の監査やレビューは次のような場合に行われる。

- 上場会社の場合： 年度末に財務諸表監査を受ける義務がある。
- 上場企業子会社の場合： その子会社の親会社に対する重要性に応じ、監査やレビューが要求される。
- 銀行借入を行った場合： 債権者である銀行が借入の条件として財務諸表監査やレビューを要求する。
- 内部統制の一環： 株主や会社幹部が監査やレビューを会計士事務所に依頼する。

8. 資産と知的財産

本章では、資産や知的財産に焦点をあて、これらに関連する税法等を紹介する。

(1) 税務上の減価償却

事業者（会社ならびに個人事業主）は、事業目的で支出が発生した際に、それが資本（Capital）支出であるか否かを判断する必要がある。資本とは、その取得以降最低数年間にわたり事業者に便益をもたらす資産のことある。この資本資産は、有形資産（不動産、車、機械など）と無形資産（特許、フランチャイズ権、ライセンス料など）の2種類がある。

資本支出は、支出が発生した年に全額損金算入はできない。代わりにいったん資本コスト（Capital Cost）として全額据え置き、その後毎年、税法上定められた一定の金額のみ税務上の減価償却（Capital Cost Allowance: CCA）として損金算入をする。

基本概念は会計上の減価償却に類似しているが、税務上の減価償却の目的とそれに付随するルールは大きく異なる。会計上の減価償却は、購入した資産コストをその資産がもたらす便益の期間(利用期間)で費用(減価償却)として計上していく「便益と費用の期間のマッチング」に主眼を置いている。一方、税務上の減価償却ルールは、カナダ連邦政府の税収の増減や事業者の資本投資意欲の助長をもしくは抑制といった、政府の施策を反映して改定されるものである。その結果、会計上の原価償却との間に次のような細かい差異が存在する。

(ア) 耐用年数

会計上の減価償却では、それぞれの資産の耐用年数を見積り、その耐用年数期間で償却を行う。いったん耐用年数を決定すると、その後、状況が変わらない限り（耐用年数見積りが変わらない限り）、当初決定した耐用年数で償却し続けることが一般的である。

税務上の減価償却では、耐用年数は関係ない。建物、車、機械といった具体的な資産の種類によって分類（[CCA Class](#)）が決められており、その分類ごとに毎年の減価償却の上限が設定される。そして事業者は毎年税務上の減価償却を「上限まで使う」、「一部のみ使う」、または「全く使わない」といった選択をすることが可能である。

上述のとおり、上限の範囲内で各年度どこまで税務上の減価償却を行うかは事業者の自由裁量である。よって、事業利益の出でていない年には減価償却は全く行わず、より多くの金額を将来減価償却するように繰り延べておくといった判断を行うことができる。

(イ) 減価償却方法

会計上の減価償却は、定額法、定率法、生産高比例法など、その資産の経済実態を反映して相応しい減価償却方法を事業者が決定する。例えば、オフィス機器、コンピューターといった資産は、「それらの機器の使用中に同じレベルの便

益をもたらす」という実態に応じて定額法で償却するのが一般的である。一方、鉱山現場で利用する掘削機などは、掘削量に基づいた生産高比例法を利用する場合も多々みられる。税務上の減価償却は CCA Class ごとに償却方法と償却率が定められている。多くの場合は、定率法である。

(ウ) 減価償却の開始初年度の特別ルール

会計上、資産を購入した初年度は、その資産が利用可能となった時点から減価償却を始める。税務上は資産購入年の具体的な購入日は関係なく、通常の年の 50%相当分のみ償却できる。

ただし政府施策により、2018 年 11 月 21 日以降に購入した資産に関しては、初年度に通常の年の 150%相当分までの償却を行うことができる。多くの CCA Class においてこの [投資加速インセンティブ \(Accelerated Investment Incentive: AII\)](#) と呼ばれる優遇措置が適用されるが、2024 年より段階的に廃止される予定である。

主要な CCA Class には次のものがある。

CCA Class	税務上の減価償却率(%) (上限)	詳細
1	4/6/10 (詳細参照)	基本償却率：1987 年以降に購入した建物とその改築費 (4%)。 加速償却率：2007 年 3 月 18 日以降取得の、商品製造などで利用されている工場などは減価償却の上限が 10%である。また工場でないが居住以外の目的で利用されている建物は減価償却の上限が 6%である。
8	20	事業で利用される資産のうち、CCA Class にてどの区分にも分類されないものはすべて CCA Class 8 に分類される。
10	30	自動車および購入価格が 3 万 0C ドル以下の乗用車。なお税務上、乗用車とは一般的に乗車定員が 8 名以下の自動車で、バン、ステーションワゴンなども含む。
10.1	30	購入価格が 3 万 C ドル超の乗用車。なお実際の乗用車の購入価格に関係なく、この CCA Class に記録できる購入価格は 3 万 C ドルとその 3 万 C ドルで発生した売上税額 (GST/HST など) までと定められている。要するに、高級車を購入した場合、税務上損金扱いができる金額には上限が定められている。

CCA Class	税務上の減価償却率(%) (上限)	詳細
12	100	2006年5月2日以降に購入した500Cドル未満の工具、歯科用具、台所用品、陶磁器、刃物、リネン、ユニフォーム、ビデオカセット、レーザーディスクなど。
14	定額法により算出 (詳細参照)	有効期限のある特許取得料、フランチャイズ費用、ライセンス料など。償却額は、基本的に有効期限の間で定額法を適用する。
14.1	5	のれん、ならびにフランチャイズ費用やライセンス料などの、有効期限のない無形資産。
43	30	商品製造で使われている機械、装置のうち、CCA Class 50に該当しないもの。
50	55	コンピューターハードウェアならびにシステムソフトウェア。
53	50	商品製造で使われている機械、装置で2016年以降ならびに2025年以前に購入されたもの。
54	30 (詳細参照)	本来CCA Class 10もしくは10.1に該当する自動車および乗用車のうち、ゼロエミッション車が該当。減価償却率はCCA Class 10ならびに10.1と同じ30%と定められているが、政府の特別な施策により、ゼロエミッション車の購入年により、次のとおり減価償却率が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・2023年以前の購入: 100% ・2024年～2025年購入: 75% ・2026年～2027年購入: 55% ・2028年以降は減価償却率30%が適用される。

(2) 知的財産

知的財産とは無形資産であり、発明、新技術、新ブランド、オリジナルデザイン、独自のプロセスなどがその一例である。知的財産は、商標、特許、著作権、商業デザインのいずれか該当するものに申請登録することによりその権利を守ることができる。これらの知的財産の概要は次のとおりである。

(ア) 商標

商標は、言葉、デザイン、色、質感、動画、3次元形状などの組み合わせであり、自社製品またはサービスを他社の商品やサービスと区別するために使用される。商標登録にあたっては、まずは既存の商標登録の侵害を犯していないか力ナダ連邦政府商標登録データベースで確認することが推奨されている。商標登録は非常に時間のかかるプロセスである。2022年2月時点の情報として、申請書を提出してから実際の登録まで平均で約18ヶ月かかる。商標登録は登録日より10年間続き、その後10年ごとに更新申請が必要である。

- 商標登録データベース (Canadian Trademarks Database)
<https://www.ic.gc.ca/app/opic-cipo/trdmrks/srch/home?lang=eng>

(イ) 特許

特許は、実務的に価値のある新発明（製品、機械、プロセスなど）または既存の製品、機械、プロセスへの更なる改良を 20 年間保護する。特許申請は商標申請よりもさらに長い時間が必要、平均約 31 カ月かかる。

- 特許申請 (Patents)

<https://www.canada.ca/en/services/business/ip/patents.html>

(ウ) 著作権

著作権は、文学、芸術、演劇、音楽作品等に対する保護を著作者の死後 50 年後まで提供する。その後は公衆の所有物となり無許可で誰でも利用できる。

- 著作権ガイド (A guide to copyright)

https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetcip.nsf/eng/h_wr02281.html

(エ) 工業デザイン

工業デザインは、量産される工業製品を対象に、機能、価値、外観を高めるためのコンセプトや仕様のことである。工業デザインは登録日から 10 年目、もしくは登録申請日から 15 年目のどちらか遅い方の日付まで保護される。

- 工業デザインガイド (Industrial designs guide)

https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetcip.nsf/eng/h_wr02300.html

(3) 資産や知的財産の売却

資産や知的財産を売却した結果生じた損益が、税務上の取り扱いとして事業損益であるかキャピタルゲイン・ロスであるかの判断は、時として非常に難しい場合がある。さらに事業損益であるかキャピタルゲインもしくはロスであるかの判断は、事業者が支払う税額に大きな影響を与える。

売却益が事業収益とみなされた場合その全額が課税所得となるのに対し、キャピタルゲインの場合はゲインの 50%相当分のみ課税所得として取り扱われ、残りの 50%は課税対象とはならない。よって実質的に税額は事業収益の場合と比較して半分となる。

一方、資産売却により事業損失が発生した場合には、その事業損失は全額損金として扱われ、会社が他の事業等から得た収益と相殺できるため、その分納税額を軽減させさせる。また他の事業からの収益よりも事業損失の方が大きい場合、その事業損失の超過部分は税務上、20 年の繰り越し、もしくは 3 年の繰り戻しが可能と定められている。

もし資産売却によりキャピタルロスが発生した場合は、ロスの50%相当分のみしか損金として扱えず、なおかつこのロスはキャピタルゲインのみと相殺することができる。よって会社がキャピタルロスの他に事業収益しかなかった場合は(キャピタルゲインがなかった場合は)、キャピタルロスは損金として扱うことができない。当年に損金として計上できなかったキャピタルロスは、無期限の繰り越し、もしくは3年の繰り戻しが可能である。

すでに述べたとおり、資産や知的財産の売却により生じた損益が、税務上事業損益かキャピタルゲイン・ロスかの判断は難しい場合がある。例えば、家を売却して利益が出た場合、個人事業主が今までその家を職場として使っていたのであれば、その売却益はキャピタルゲインとみなされる可能性が高い。一方、不動産開発業者（デベロッパー）が住宅を建設して販売する場合は、その住居はデベロッパーにとっての在庫であるため、事業収益とみなされる。

事業損益であるかキャピタルゲイン・ロスであるかを判断する際に参考されるのは、事業者の当初資産を獲得した際の意図である。もし事業者が当初その「資産を使って収益を生み出す」意図での獲得であれば、その資産売却から生じる損益はキャピタルゲイン・ロスとなる。「資産を使って収益を生み出す」意図とは、例えば、製造会社にとっての工場である。製造会社は「工場を利用して」商品の生産活動販売を行い、収益を生み出そうとしている。

一方で、事業者が当初から資産を在庫として捉えており、その資産の売却による収益を目論んでいる場合は、事業収益となる。

この当初の意図を立証するために参考する事象は、主に以下の2点である。

- 資産の性質（一般的に在庫か否か）
- 事業者の事業活動との関連性

ただし事業者が資産を使って収益を生み出そうとしているが、最終的にはその資産の売却益も目論んでいるといった両方の意図が存在する場合、判断は難しくなってくる。事業規模に対しキャピタルゲインが大きいと認識される場合、CRA監査のリスクが高まることになる。また、キャピタルゲインが見込みにくいビジネスであるにもかかわらずゲインが発生している場合は、その額が少額であっても監査対象になり得る。

9. 國際商取引

本章では、国際商取引に緊密に関連する日加租税条約、移転価格税制などの税法に関連したトピックを解説する。

(1) 日加租税条約

租税条約とは二重課税の回避と脱税防止のために国家間で締結される合意である。事業主が多国間において事業や投資活動を行い、租税条約と各国税法の規定とが異なる場合、租税条約が優先される。そのため、租税条約の内容をしっかりと理解しておくことが重要である。日本とカナダの間には日加租税条約が存在し、さまざまな取引、投資、事業を想定した条約内容が定められているため、多くの事業者に影響を与える。以下に日加租税条約の主要な条項の概要をいくつか紹介する。

(2) 恒久的施設

[第3章 \(4\) 外国法人のカナダ国内での事業経営\(支店\)](#) (8 頁) で紹介したとおり、日加租税条約にて恒久的施設に関する詳細が説明されている。同条約は「一方の国に所在する企業の利益は、他方の国にある恒久的施設を通じて事業を行っていない限り、一方の国においてのみ租税を課すことができる」としている。つまり、恒久的施設をカナダ国内に有するか否かが、カナダにおける納税義務の有無を決定づけるため、恒久的施設は非常に重要なコンセプトである。

(3) 配当、利子、ロイヤリティの源泉徴収税

カナダ税法では基本的に、非居住者への配当、利子、ロイヤリティの支払いに関しては 25% の源泉徴収税を課すとしているが、日加租税条約ではこの源泉徴収税率が次のとおり下方修正されている。

- 配当
 - ・ 25%以上の議決権付株式を有する株主の場合: 5%
 - ・ 25%未満の議決権付株式を有する株主の場合: 15%
- 利子
 - ・ カナダ連邦政府もしくは中央銀行、政府所有金融機関によって保証された債券もしくはこれらによる間接融資にかかる債権に対して支払われる利子: 0%
 - ・ カナダ子会社から関連会社に対して支払われる利子: 10%以下
- ロイヤリティ
 - ・ 10%以下

(4) 不動産売却益

一方の国の居住者が、他方の国に所有する不動産から得た所得は、他方の国において租税を課すことができる。例えば、日本居住者がカナダの不動産を所有しており賃貸収入が発生している場合、その賃貸収入にはカナダで税金が課される。

(5) 従業員の報酬（給料、賃金など）

一方の国の居住者が取得する報酬は、勤務が他方の国で行われない限り、一方の国においてのみ租税を課すことができる。ただし、次のすべての条件を満たす場合、勤務が他方の国で行われても、一方の国でのみ租税を課すことができる。

- 報酬の受領者の他方の国の滞在期間が年間通して 183 日未満
- 他方の国の居住者が、報酬を支払わない。
- 雇用者が他方の国に有する恒久的施設または固定的施設が報酬を負担している。

つまり、日本から短期出張者がカナダを訪問し、上述の報酬に関する条件を満たす限り、その出張者はカナダにて課税されない。ただし租税条約により税金は課されないが、カナダ歳入庁（CRA）と相応の所定の手続きを行う義務はある。手続きの詳細は、後述 [\(9\) 税法第 102 条（通称 Reg 102）](#) を参照のこと。

(6) 役員報酬

一方の国の居住者が、他方の国の会社から役員報酬を受けた場合、他方の国で租税が課される。

(7) 移転価格

[第 4 章 \(6\) 非居住者との非独立企業間取引に関する情報申告書\(T106\)](#) (21 頁) でも言及したとおり、世界各国の政府は経済のグローバル化が進む中、多国籍企業が移転価格の設定を利用して国際的な利益移転を操作することで、自国への納税額が大きく減少してしまうことに懸念を抱いている。そこで独立企業間価格というコンセプトに基づき、移転価格税制の策定が行われた。これにより会社は移転価格の文書化が義務づけたという背景は、第 4 章のとおりである。

CRA は経済協力開発機構（OCED）発行の移転価格ガイドラインを支持しているが、本章では移転価格文書の中でも特に重要な独立企業間価格の主要な算定方法を紹介する。会社は、関連会社間取引における両社それぞれの役割や機能、取引の概要などを検証し、どの独立企業間価格算定方法が一番相応しいかを決定しなければならない。

(ア) 独立価格批准法（Comparable Uncontrolled Price: 以下、CUP 法）

CUP 法は国外関連取引に係る価格と、独立した第三者間との取引に係る価格を比較する方法で最も直接的に独立企業間価格を算定する方法である。同法を用いるためには、国外関連取引と第三者との取引が類似している必要がある。取引の類似性を判断するために、製品内容、取引市場、契約条件などを比較検証する必要がある。

(イ) 再販売価格基準法（Resale Price Method: 以下、RP 法）

RP 法は、国外関連取引の買い手が購入した商品を第三者に再販売する際の価格（再販売価格）から、通常考えられる利益を控除した金額を独立企

業間価格とする方法である。

「通常考えられる利益」とは、機能やリスクに重要な差異のない比較対象会社の売上総利益率を参照して決定する。

(ウ) 原価基準法 (Cost Plus Method: 以下、CP 法)

CP 法では、第三者より仕入れた材料や製品を製造、加工し、国外関連者に販売する際、当該製造原価に適正な売り上げ総利益を加算して、適正な販売価格を決定する方法である。「適正な売上総利益」を決定するにあたり、PR 法と同じく、機能やリスクに重要な差異のない比較対象会社を選定する必要がある。

(エ) 取引単位営業利益法 (Transactional Net Margin Method: 以下、TNM 法)

TNM 法は、その言葉のとおり、取引ごとに営業利益の水準を比較する方法である。上述の三つの算定法は取引価格を直接算定していたが、TNM 法では独立企業間の取引の結果生ずるであろう営業利益の水準を算定し、それと国外関連会社との取引からの利益水準を比較して、移転価格が妥当であることを証明する方法である。TNM 法は、一般的に営業利益を用いるので、比較の精度は下がるが、比較対象は見つけやすいとされている。

(オ) 利益分割法 (Profit Split Method: 以下、PS 法)

PS 法は、親会社と子会社の合算利益を一定の基準で分割することによって独立企業間価格を算定する方法である。

なお上述のいずれの方法で独立企業間価格を算定するにしても、移転価格を比較する同業他社や関連業界の情報が必要である。カナダでは、カナダ統計局が納税者から収集した財務実績情報を集計、公表しており、誰でも下のサイトから情報にアクセスすることができる。移転価格の文書化における有用な情報は、以下のウェブサイトより収集できる。

■ 財務実績情報 (Financial Performance Data)

<https://www.ic.gc.ca/eic/site/pp-pp.nsf/eng/home>

(8) 移転価格に関する追加納税ならびに罰則金

もし CRA の移転価格監査の対象となり、その結果、移転価格の修正を強いられると、金額的に非常に大きな追加納税や罰則を支払うことになる可能性が高い。

例えば、日本の親会社への年間売上が 1,000 万 C ドル、そして課税所得が 100 万 C ドルの会社に CRA 監査が入り、その結果、移転価格が 1,000 万 C ドルから 1,120 万 C ドルに 12% 修正された場合、一般的に増加額がそのまま課税所得の増加額となる。よって、例えば税率 27% が適用されている州では、32.4 万 C ドルの追加納税が必要となる ($=120 \text{ 万} \times 27\%$)。

さらに会社が移転価格決定にあたって「妥当な努力」を怠ったと判断され、その修正金額が 5 万 C ドル以上、もしくは会社の収益の 10% 相当分を上回る額のいずれかに該当した場合、修正金額の 10% が罰則金として課される。よって、上述の例で

は、会社の罰則金は 12 万 C ドル ($= 120 \text{ 万} \times 10\%$) となる。

さらに本来 1,120 万 C ドルの収益があったにもかかわらず、実際には 1,000 万 C ドルのみを親会社から回収したという場合、その差額の 120 万 C ドルは配当として親会社に支払ったとみなされる（みなし配当）。よって、国外の親会社に配当を支払った際に発生する源泉徴収税も CRA に支払う必要がある。

結論として、移転価格税制は文書化というコンプライアンスに要するコスト、独立企業間価格という抽象的なコンセプトの取り扱い、そして CRA から修正を強いられた際の金額インパクトの大きさなど、事業者にとって面倒な側面が多い。しかし経済のグローバル化が加速する現在、移転価格税制がさらに厳格化することはあっても、緩和されることは想像しにくい。よって、事業者は積極的に移転価格税制に取り組み、最大限の準備をしておくことを推奨する。

(9) 税法第 102 条（通称 Reg 102）

Reg102 はカナダに居住していない従業員がカナダ国内で業務を行い、その対価（給与）を受け取る場合に適用される税法である。

カナダで働く非居住者の従業員は、カナダ国内で行った業務から稼得した給与をベースに、カナダで所得税を支払う必要があるというのが基本ルールとなる。この規則は、仮にカナダ国外の雇用主が給与を支払った場合でも適用される。例えば、従業員の年収が 12 万 C ドルで、カナダに 1 カ月出張滞在した場合、カナダ国内にいる間に稼得した給与は約 1 万 C ドル（年収の約 1/12）で、雇用主はこの金額をベースに源泉徴収額を算定し、CRA に送金しなければならない。この基本ルールには、「何日以下もしくは給与稼得額がいくら以下であれば適用しない」といった下限の設定がないため、厳密には 1 日でもカナダに出張で来た場合、この税法の対象となる。

前節（9 章(5)節）に記載のとおり、日加租税条約の適用により記載条件を満たす従業員は、最終的にカナダで税金を支払う義務はない。ただしこの租税条約の救済は、雇用主に源泉徴収を行わない権利を与えるものではない。よって実務的には、雇用主がいったん源泉徴収した額を CRA に納税し、その後、従業員が年末の確定申告（T1）をカナダで行うことにより、源泉徴収された税金の還付を申請する必要がある。この場合、T1 申告が、日加租税条約の適用を申請する意味合いを持っている。

この基本ルールに則った実務作業は非常に煩雑となりうるため、カナダ政府は次の二つの源泉徴収義務免除のためのオプションを用意している。

- Reg102 ウェイバー
- 非居住雇用主認定（Non-Resident Employer Certification）

Reg102 ウェイバーは、申請が承認されれば雇用主は源泉徴収の義務から解放されるが、雇用主は依然 T4 伝票（源泉徴収票）を発行する義務があり、また従業員も年末に T1 確定申告の義務がある。カナダにて一日でも就業した従業員は各自申請を行わなければいけない。こういった面を考慮すると、実用性に優れているプログラムとは言えない。非居住雇用主認定に関しては、詳細を以下別項目にて紹介する。

(10) 非居住雇用主認定プログラム (Non-Resident Employer Certification: NREC)

このプログラムは、従業員が各自で源泉徴収免除の申請を行うのではなく、雇用主が適格非居住雇用主の認定を申請するものである。いったん認定されると、認定期間に内にカナダで働く非居住従業員の給与からの源泉徴収ならびに納税を行う必要がなくなる。

(ア) 適格非居住雇用主

適格非居住雇用主の認証を受けるためには、雇用主はカナダと租税条約のある国の居住者であることが条件となる。雇用主は申請に際し、[非居住雇用主認証書 \(以下、RC473, Non-Resident Employer Certification\)](#) を CRA へ提出する。RC473 は従業員がカナダで就労する少なくとも 30 日前までに提出しなければならない。

RC473 を受領した CRA は審査プロセス完了後、認証書を雇用主に送付する。認定書は雇用主が適格非居住雇用主であり、適格非居住従業員に支払われる給与から源泉徴収を行い納税する必要がないことを認証する書類である。認証は通常翌年の 12 月 31 日までが有効期限となっており、その後も従業員の給与からの源泉徴収ならびに納税義務の免除を受けたい場合は、再度認証申請を行う必要がある。

(イ) 適格非居住者従業員

適格非居住従業員の条件は次のとおりである。

- (a) カナダが租税条約を締結している国に居住している。
- (b) 租税条約により、カナダで納税義務がない。

カナダでの「就労」期間が、暦年ベースで 45 日未満、あるいは、暦年を問わずいずれの 12 カ月の期間中、カナダ「滞在」期間が 90 日未満である。なおカナダに到着した日など丸一日カナダにいなくても滞在期間算定では 1 日として計算される。また滞在期間には、休日など就労していない日も含む。

(ウ) 適格非居住雇用主の義務

適格非居住雇用主は、次の義務がある。

- (a) カナダで事業番号の取得をし、CRA にて給与口座を開設する。
- (b) 従業員のカナダ出張情報（各従業員のカナダでの就労期間ならびに滞在期間、カナダで稼得された給与額など）の収集管理をする。
- (c) 従業員がカナダと租税条約を締結している国の居住者であることを確認する。
- (d) カナダで稼得した年間給与総額が 1 万 C ドル超の従業員がいる場合、源泉徴収票(T4)ならびに源泉徴収サマリー (T4 Summary) を発行する。
- (e) カナダで法人税申告を行う。
- (f) CRA から要求された場合、従業員のカナダ出張情報などの情報を提供する。

(11) 税法第 105 条 (通称 Reg 105)

Reg105 は、カナダ非居住者がカナダ国内でサービスを提供する際に適用される税法である。非居住者によるサービスを收受したカナダ居住者は、対価を支払う際に 15%の源泉徴収を行い、納税する義務がある。さらにカナダ居住者は、非居住者へのサービス対価支払伝票 (T4A-NR, Statement of Fees, Commissions, or Other Amounts Paid to Non-Residents for services Rendered in Canada) を作成した支払い総額を報告する義務もある。なおこの源泉徴収率は日加租税条約の適用により減率されることはない。

なお、日加租税条約により、非居住者がカナダに恒久的施設を持っていない場合、最終的にカナダでの納税義務はない。ただし租税条約は、サービスを收受したカナダ居住者の源泉徴収と T4A-NR 作成の義務を免除するものではない。よって、いったんは源泉徴収によって、納税を行うことになるが、その後、非居住者が年度末にカナダの確定申告を行うことにより、源泉徴収の還付を受けることができる。

また Reg102 と同様に Reg105 ウェイバー というプログラムがある。Reg102 ウェイバー同様、事前申請を行うことで、源泉徴収の支払い自体をなくすという方法もある。

(12) 過少資本税制

過少資本税制とは、カナダの会社がカナダ国外の親会社や関連会社から資金提供を受ける場合に、カナダ国外の会社から過大な借入を行うことにより、過大な利子を創出し、その利子を損金として使うことによる租税回避を防止するための制度である。この過小資本税制は、外国企業のカナダ支店にも適用される。

過少資本税制は、非居住者の株主が、直接的または間接的に、カナダの会社の株式 25%以上を所有している場合に適用される。その場合、利子の損金算入可能範囲は「在カナダ法人の資本の 1.5 倍相当額までの債務から派生する利子」と上限が設けられている。

また上述の範囲を超過してしまった利子は、みなし配当として取り扱われ、源泉徴収の対象となる。

10. インセンティブ

カナダは国内企業の育成発展のためにさまざまな補助金や税優遇プログラムを提供している。本章では、その中から多くの事業主が利用しているインセンティブプログラムを紹介する。

(1) 科学研究および実験開発プログラム

(**Scientific Research and Experimental Development:** 以下、SR&ED)

SR&ED はカナダ国内での研究開発を奨励するために、税務上のインセンティブを提供するプログラムである。年間 2 万件以上の申請受理があり、総額 30 億ドル以上の税務インセンティブを提供する連邦政府最大の事業支援プログラムである。またほとんどの州（PEI 州、ヌナブト準州、ノースウェスト準州以外）には同様のインセンティブがある。州政府による税額控除を受けることができた場合、連邦政府の税額控除がその分減額されるものの、それでも両インセンティブが利用可能となれば、SR&ED のみを利用する場合に比べ最大 2 倍の優遇効果がある。

SR&ED は企業の規模や業種に関係なく申請可能である。税務上のインセンティブとは納税額を減らすのみならず、場合によっては、研究開発で発生した支出の補助としてカナダ政府から返金を受けられるケースもある。

事業形体別の SR&ED が提供するインセンティブは次のとおりである。

(ア) CCPC (17 頁参照)

300 万 C ドルを上限として、適格な SR&E 投資額の 35% (すなわち 105 万ドル 105 万 C ドルまで) の還付税額控除を受けることができる。

300 万 C ドルを超えた研究開発費に対しては、15%の割合で税額控除として使える。この税額控除は基本的に返金は受けられない。ただし 特定の条件 を満たすと、一部返金が受けられる場合もある。

(イ) CCPC 以外の会社

研究開発費の 15%相当分の税額控除を獲得できる。ただし CCPC への条件と違い、この税額控除は返金対象ではない。

(ウ) 個人もしくは信託

研究開発費の 15%相当分の税額控除を獲得できる。この税額控除は一部返金対象である。

SR&ED に適格する研究開発費は税法で定義づけられおり、科学技術の分野での基礎研究、応用研究、実験的開発などを含む。一方、市場調査、販売促進活動、所定の製品テスト、商業生産は SR&ED の対象とはならない。

SR&ED を申請するには所定の書式 (T661, Scientific Research and Experimental Development Expenditures Claim) を使うが、申請期間は通常の確定申告の期限よりさらに 12 カ月の猶予が与えられている。例えば、12 月会計

年度末の T2 確定申告の期限は、会計年度末から 6 カ月後の翌年 6 月であるのに対し、SR&ED 申請期限はさらに 12 カ月後の翌々年 6 月である。

(2) CCA 投資加速インセンティブ

[第 8 章\(1\) 税務上の減価償却](#)にて、2018 年 11 月 21 日以降に購入した資産に関して、優遇的に税務上の減価償却が可能であることを紹介した。これも税制を活用した連邦政府のインセンティブプログラムであり、現在カナダ政府が会社の積極的な投資活動を助成しようとしている現れである。

(3) 助成金プログラム

連邦政府ならびに州政府共にさまざまな助成金プログラムを用意している。雇用や従業員トレーニングに焦点をあてたもの、会社の市場拡大や研究開発を支援するもの、また特定の地域に焦点をあてたものなど、その対象は多岐にわたる。カナダ政府は、助成金申請者が各人のニーズや状況に合致した助成金プログラムを検索できるよう、以下のウェブサイトを準備している。また助成金申請支援に特化したコンサルタントに委託し、申請可能な助成金プログラムを最大限利用しようとする会社も少なくない。

■ 連邦政府による助成金・補助金

(Grants and funding from the Government of Canada)

<https://www.canada.ca/en/government/grants-funding.html>

■ 資金調達、助成金、インセンティブ (Funding, Grants and Incentives)

<https://www.nrcan.gc.ca/science-and-data/funding-partnerships/funding-opportunities/funding-grants-incentives/4943>

州政府もさまざまな助成金プログラムを準備している。進出日系企業数の多い BC 州ならびにオンタリオ州の助成金プログラム紹介サイトを以下に示す。

■ BC 州 資金調達と助成金 (Funding & Grants)

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/transportation/funding-engagement-permits/funding-grants>

■ オンタリオ州政府が提供する資金調達機会

(Available funding opportunities from the Ontario Government)

<https://www.ontario.ca/page/available-funding-opportunities-ontario-government>

(4) カナダ輸出開発公社 (Export Development Canada: 以下、EDC)

[EDC](#) は、カナダ企業のグローバル展開を支援する政府系機関で、輸出に関する信用保険、国際取引のアドバイザリーなどさまざまなサービスを提供している。その中の一つに、年商 50 万 C ドル以上の中小企業を対象としたマッチング投資プログラムがある。これは事業拡大等のために投資家から資金調達を募りたいカナダの中小企業

に対し、EDC と投資家が同額ずつ資金調達を行うというプログラムである。詳細は以下のウェブサイトに紹介されている。

- EDC 投資マッチングプログラム (EDC Investment Matching Program)
<https://www.edc.ca/en/solutions/financing/investment-matching-program.html>